

官報

昭和二十六年十一月十日

○第十二回衆議院會議録第十四号

昭和二十六年十一月十日(土曜日)

議事日程 第十三号

午後一時開議

第一 地方財政平衡交付金増額に
関する決議案(廣川弘禪君外十
二名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 地方自治法第百五十六條第
四項の規定に基き、検疫所の支
所及び出張所の設置に關し承認
を求めるの件

第三 会社更生法案(第十回国会内
閣提出)

第四 破産法及び和議法の一部を
改正する法律案(第十回国会内
閣提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 地方財政平衡交付金増
額に関する決議案(廣川弘禪君
外十二名提出)

日程第二 地方自治法第百五十六
條第四項の規定に基き、検疫所
の支所及び出張所の設置に關し
承認を求めるの件

日程第三 会社更生法案(第十回国
会内閣提出)

日程第四 破産法及び和議法の一
部を改正する法律案(第十回国会
内閣提出)

○議長(林謙治君) これより会議を開
きます。

第一 地方財政平衡交付金増額に
関する決議案(廣川弘禪君外十
二名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(林謙治君) 日程第一は提出者
より委員会の審査省略の申出がありま
す。右申出の通り決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林謙治君) 御異議なしと認め
ます。

日程第一、地方財政平衡交付金増額
に関する決議案を議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。塚田十
一郎君。

地方政府平衡交付金増額に関する
決議案

地方政府平衡交付金増額に関する
決議案

政府は、この際、全国一万余の市町
村の熱望に応え、地方政府の現状に
かんがみ、地方公務員の給與ベース
改訂その他の財源を確保するため、
地方政府平衡交付金の配分基準並び
に所要総額等について地方政府委員
会の意見を尊重して善処すべし。
右決議する。

以下、趣旨を簡単に弁明申し上げま
す。民主政治を確立いたしますために
は、地方政府の確立がなくてはならな
いことは申し上げるまでもないのです
あります。この意味におきまして、新憲
法第八章におきましては特に地方自
治について一章を設けておりますし、
またこの基本條項に基いて地方政府
法、地方政府委員会法等が制定せられ
ておることは、これまた御承知の通り

ス改訂その他の財源を確保するた
め、地方政府平衡交付金の配分基準
並びに所要総額等について地方政府
委員会の意見を尊重して善処すべ
し。

右決議する。

【塚田十一郎君答覆】

○塚田十一郎君 各派共同提案になつ
ております。地方政府平衡交付金増額に
關する決議案について趣旨弁明をいた
します。

まず最初に決議案文を朗誦いたしま
す。

地方政府平衡交付金増額に関する
決議案

政府は、この際、全国一万余の市町
村の熱望に応え、地方政府の現状に
かんがみ、地方公務員の給與ベース
改訂その他の財源を確保するため、
地方政府平衡交付金の配分基準並び
に所要総額等について地方政府委員
会の意見を尊重して善処すべし。

右決議する。

以下、趣旨を簡単に弁明申し上げま
す。民主政治を確立いたしますために
は、地方政府の確立がなくてはならな
いことは申し上げるまでもないのです
あります。この意味におきまして、新憲
法第八章におきましては特に地方自
治について一章を設けておりますし、
またこの基本條項に基いて地方政府
法、地方政府委員会法等が制定せられ
ておることは、これまた御承知の通り

官報(号外)

す。本年の当初予算におきましては、さるに昨年より十五億の増加、それにおきては、起債のわく三十億の増加をいたしておきますが、それをもつてなお不足であるというので、今回の補正におきましては、平成交付金百億、起債のわく百億の拡大を見、なほ政府側の声明によりまするならば、短期債について若干の考慮があるということが言われておる所であります。それにもかかわりませず、私どもは、今地方団体側及び地方財政委員会当局より熱心に地方財政の窮状を訴えられておることは、御承知の通りであります。

このように、國が地方財政において格段の注意を拂う必要がありとし、そ

れぞれの改善的改正をいたしましてか

ら、地方財政が非常に窮乏を訴え、し

かもその窮乏が年々その度を増して参

ります。つまり地方財政平衡交付金は、

地方自治団体の必要とする額と収入額

との差額を見て、そらして足りない分

を國から当然出してやれといふ義務づけになつておるわけであります。この

点につきまして、本制度創設以来すでに二年でありますが、二年間におきま

しての政府の平衡交付金の算定に對するいの／＼なもの考へ方が、はたし

の間に非常な激烈な争いが起るようになつたのは、一休何に原因しておるで

ありますよう。この点につきましては、私どもは、地方財政の基本的な構

想そのものにお考慮の余地があるの

ではないかと考えるのであります。

今、平衡交付金の問題だけを考えて

みましても、一休平衡交付金といふものは、地方財政平衡交付金法の規定を

見ますと、第二條第一項に、地方財政の

平衡交付金とは「地方団体がひとしく

とができるようにするために國が地方團体に交付する交付金をいう。」と書い

てあります。また第三條第一項には、「國は、毎年度各地方團体が提出する

資料に基き、すべての地方團体について、この法律に定めるところにより、

財政需要額と財政收入額とを測定し、

財政需要額が財政收入額をこえる場合における當該超過額を補てんするため

に必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金として、國の予算に計上しなければならない」と書いてあるのであり

ます。つまり地方財政平衡交付金は、

地方財政の窮乏を解消するための

予算を含めますと五千八百九億といふ

ことになるのであります。しかも、こ

の三年間におきましては、國の中央財

政は異常な努力をもつて緊縮をして參

つた時代であります。中央の財政が非

常に緊縮をして參つた時代に、地方財

政が今申し上げるよろに膨脹してお

りますので、何らかこの地方財政の膨脹

に不健全な面があるのではないかとい

うことと、國民の間に広く疑われてお

るのであります。そうしてまた、その

疑いを裏づけるような事実といたしま

して、ときどく新聞紙上などに載せら

れる所で、何らかこの地方財政の不正もしく

も、そのうち財源措置を伴つておるもの

にはわざかに九十件であります。しか

ら、この財源措置を伴つておるもの

も、その予算の基礎の計算をいたしま

す場合に、あるいは単価が十分でない

とか、あるいは数量が十分でないと

か、あるいはまた人員の新しい雇用を

必要といたします場合の給料の予算が

十分でないとかいうことで、結局その

方財政委員会は、その不足は四百三十

八億であると、こういふ。これに対し

て大蔵當局は、いや不足はない、七十

七億の余剰がある。こういふ意見であ

ります。地方自治團体側の意見と、大

蔵當局の意見との差は實に八百三十九

億、地方財政委員会と大蔵當局の意見

の相違でも五百十五億であります。一

体どの数字がほんとうなのか、どの數

字が地方財政の窮乏の実態を表わして

おるのかということは、實に判断に苦

しむのであります。

先回本院を通過いたしました補正予

算は、このうち二百億だけを措置いたしましたのであります。その百億が平衝交付金の増額、百億が起債のわくの増額で措置したことは、御承知の通りであります。しかもそれに対して、それでもなお最低限度百五十億はまだ足りない、従つてさらには百億の平衝交付金の増加と、五十億の起債のわくの拡張を願いたいというが、このたび地方財政委員会から本院に提出せられておる意見書の内容であります。つまり百五十億。ほんとうは四百三十八億足りないのであります。二百億今まで補充した。さらに百五十億。そうすると、なお八十八億の不足は、地方財政委員会の計算によつてもあるのであります。しかし、この八十八億は、地方財政委員会の意見によるならば、これは節約によつて何とか消化する、こういうことになつてゐる。私どもは、今日の国家財政の上におきまして、できるだけ國もしくは地方団体が節約をしてくださることを衷心から希望いたしております。しかし、今のような物価騰貴の情勢で、あのよつて自然增收を一ぱい見積つた上に、なお八十八億といふ節約ができるかどうかということについては、私どもは、なお若干疑惑を持たなければならぬのであります。

体はあるはずだということになつております。都道府県のうち鹿児島、宮崎、高知、京都、宮城、青森の六府県が赤字決算をいたしております。市の中におきましては、大阪、神戸、横浜の三大都市のほか八十一市が赤字決算をいたしております。町村はまだ全部わかつておりませんが、わかつております約七千二百のうち二百六十八箇町村が赤字決算をしておるのであります。つまり、予算の繰上げ充用によりまして、からうじて、つじつまを合せて決算をしたのであります。そして、その赤字総額は五十三億ということになつております。

財政の財源におけるこれらの比率を見ます。今度補正予算を含めました地方交付金が二〇%余、起債が七%、いうことになります。税収は、ましてもまず税収が四三%余、平衡ベースの引上げがあります場合には、自然增收で伸びて参ります。しかし、御承知のように、物価の騰貴や給與、手当の増加などによるものであります。従つて、この平衡交付金や起債のわくを、國の財政で、中央におきまして極度に引締めをいたしております場合には、どうしてもこの面から地方財政の困難な事情が出て来ることは、これは当然に考えられることなのであります。

今かりに、税収と同じような比率で平衡交付金が増額されるものと仮定いたしますならば、昨年度は税収対平衡交付金の比率は約二三%になつております。本年はそれが、今度の増加を含めても一・一%であります。もし二三%のまま伸ばし得るといたしますと、一千三百三十六億という平衡交付金総額の数字が一応出来るのであります。そういたしますと、なお百三十六億くらいの増加の余地があるのでないか、という一応の推定がつくのであります。

以上は、ごく概略の議論であります。が、とにかく今日の状態といしまして、

状態にある。その額がどの程度であつては、率直に言つて地方財政は窮屈のまゝは、私どもは、今申し上げましたような事情で、にわかにその数字の捕獲ができにくい状態になつておるのであります。よつて本員は、この際政府に対して、地方財政委員会の意見を十分に尊重し、従来の行きがかりや先入観を捨てて地方自治団体の意見を聞くとともに、誠意をもつて地方財政の実情を調査し、早急に平衡交付金の配分基準の是正、その総額の再増加、または起債のわくの再拡張等適切なる措置をとり、地方自治行政の円満なる遂行を期せられんことを望む次第であります。(拍手)

を遂げて参つたのであります。今この地方自治の運命は、ただちに日本の民主主義の興廃を左右する重大問題であります。にもかかわらず、今ここに地方自治存立の基盤である地方財政平衡交付金を増額せよとの決議案を提出せざるを得ない事態に立ち至つたことは、新日本の前途に一抹の暗影を投げる不祥事であります。私が喋々するまでもなく、本決議案の根本目的は、吉田内閣の民主主義、地方自治に対する認識を是正し、政府を除く全国民の熱望を果したいからであります。

(拍手)

地方自治に対する政府、なかんずく池田大蔵大臣の失政は、いまさらいうまでもないところであります。昭和二十四年度に、ます平衡交付金の前身たる地方交付額を半減し、地方財政破綻の第一歩を踏み出したのも現政府であり、その後シャウブ博士の勧告をいいて、現政府みずからつくりました地方財政委員会は、池田氏の率いる大蔵官僚とは、地方財政問題をめぐり常に对立相剋を繰続して參つております。(拍手)その間にあつて、地方自治の長官たる岡野国務大臣は、銀行家出身でありながら、池田大蔵大臣の数字の魔術に奔走圧倒されて、手も足も出ない現状でございます。(拍手)

池田大蔵大臣の唯一最大の武器たる数字が、時により所に従つて激動することは、大蔵官僚すら認むるところ

官報(号外)

で、たとえば今回の補正予算も、サンフランシスコ会議の前後で一千億円も変更されたことで明白であります。特に地方財政の資料に関しては、過日地方行政委員会におきまして、大蔵省の事務局が、地方財政の実態はつかんでない、ある舞鶴町村を一部調査して、すなわち一万有余の市町村のうち一千余を調査して重大な資料をつくつておることを暴露しております。また都道府県職員の給與については、世論調査様式の推定を資料としておりまます。世論調査様式がいかにすさんであるかは、先般のアメリカにおける大統領選挙に際し世論調査様式を用い、当落予想を行つた結果、デューリー氏が圧倒的優勢を伝えられたが、トルーマン氏が大勝を博した一事をもつても、はつきりいたしております。

一例を言えども、今年度市町村財政につき、大蔵省は、昨年度より平衡交付金七十五億円を減じて、なお四百億の余剰を見込んでおるのに対し、地方財政委員会側は、今回の補正予算のほかに、一部府県分を合せ、さらに平衡交付金百億円、起債五十億円の増額に加え、八十数億円の節約を必要とする意見書を国会に提出いたしておることは御存じの通り。

そもそも地方事務の六〇ないし八〇%が国家の委任事務でありますから、税収の面から見れば、地方税二千億円に對し国税六千億となつておることは、

地方団体の出張が多いというのならあります。この矛盾した現実は、一刻もすみやかに解決を要する當面の急務でありまして、塚田氏の言うごとく、中央集権の行政を即時是正すべきであります。(拍手)實に中央集権を排除して完全な地方分権を確立し、民主主義の發展をはからんとすれば、この

税制の不合理を是正するとともに補助金制度を整廃し、地方公共団体に十分なかわり財源を與えることが、シャウブ博士の勧告にもある通り、今日民主主義国家の常識であります。従つて、かりに国税として吸い上げたものを、地方公共団体の必要額だけ平衡交付金として拂いもどすことは理の当然であります。(拍手)

その事実を知つてかららずにか、二百八十名の絶対多数を擁する與党諸君は、先般衆院各派において本決議案の提出計画を進めるや、同調を申し入れ参つたのであります。われく

は、吉田内閣は地方財政に関する施策を誤り、遂に今日の窮屈の事態に立ち至らめた、政府はこの際地方自治団体、市町村の熱望にこたえ、地方財政の危機を開拓するとともに、地方公務員の給與ベース改訂に伴う財源を確保するため、地方財政委員会の意見を

即時実施すべきである、との決議を用意しておきましたが、もし與党がにわかに用意した、善処すべきであるといふなまぬるい決議案に同調せざれば、絶対多数の與党から一事不再議の原則を発動され、野党連合のいわゆる即時実施決議案はやみに葬られる関係も考えます。われくは、本決議案のいわゆる善處すべきであるとの日本語は、自由

党総務会長廣川弘禪君外十二名提出の決議案が増額決議案と言つてゐることを、ここに明言したいのであります。

く、即時平衡交付金の増額を実施すべきであるとの解説を下して、これを、この意味からいたしまして、本決議案を提出した與党諸君が過日予算案に無条件賛成したこととは不可解千万であります。だとい眞に地方財政委員会の要請意見を尊重するならば、予算を組み立てることが何よりも先決であります。たゞい眞に地方自治の發展を考えたことにいたしましても、この矛盾は解消されないのであります。国会の

廊下すずめが自由党の選挙対策であるとさえづつてゐることが真相であるかもしれません。(拍手)

これをするに、池田大蔵大臣健在なる限り、吉田内閣の存立する間は本決議案の具體化が遅延することをおそれながらも、あえて本案に賛成の意を表した次第であります。(拍手)

状態を采るということは、この地方財政委員会の勧告に対しまする——大

○門司亮君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されておりますのであります。塚田君は、先ほど、前の配付税法にかかる法案であるということを申しておりましたが、その通りであります。われくは、地方配付税法を

制定いたしまして、法人税と所得税の三三・一四是必ず地方財政に寄与するため拂いもどさなければならぬといたります。しかし、私はこの点の重複は避けたいと

思ひます。問題は、かくのごとき決議案を、しかも從来に見ざる財政問題に対して、衆議院各派が全会一致するのであります。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。塚田君あるいは藤田君等から申し上げられておりますのであります。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

ので、私はこの点の重複は避けたいと申します。問題は、かくの

藏省の地方財政に対する誤識の誤りであります。すなわち、先ほど塙田君も言いましたように、地財委では四百三十八億余の赤字があると言つておると、大藏省が七十七億の黒字があると言つております。この原因であります。どこにこういう大きな原因があるかということを、ますわれくは究明しなければならない。

案の内容によりますると、これは地財委から出されました勧告案の内容であります。が、これによりますと、既定財政規模において、地財委は四千五百八十一億円余の財源を必要とすると言つておる。大藏省は四千四百十二億で足りるとして、ここで差引百六十億の減を主張いたしておるのであります。さらに重要な問題は、昭和二十六年度の新規財政需要額において、

地方財政委員会が千四百六十六億を要求しておりますときに、内閣は千九十九億でいいと申しておるのであります。この差額は三百六十七億になります。この差額は三百六十七億になります。

今日の日本の地方自治体といふものは、アメリカの地方自治体とは非常に大きな開きを持つておる。アメリカの

地方自治体は、御承知のように完成された都市計画、完成された上下水道とい

うように、すべての設備が完成いたしております関係から、その地方財政に要求いたしております額は、これらの完成した部分を差引いて、残りの、将

にのみこれが計上されておりまするのですが、すべてがドッジ氏のさし直しによつて行われておりまする今日の大藏省の行き方は、ここに大きな誤認をします。どこにこういう大きな原因があるかということを、ますわれくは究明しなければならない。

来の発展と、さらに住民の利福のために

都市は、戦災によつてまつたくその施設をすべて破壊されておる。破壊され

ておりません地方の公共団体にいたし

ましても、戦争の間は住民の負託にこ

たえることができないで、すべての事

業といつものが戦争の犠牲として放置

されておつたということは事実であり

ます。従いまして、戦後における地方

自治体の仕事といつものは、これらの

復旧事業、あるいは住民の負託にこた

えれる新規事業といつものが当然なけれ

ばならぬはずであります。しかるに、

この新規事業の財政需要額を三百六十

七億も削るというよくなところに、今

日の行政に対しますする大藏省のき

わめて大きな誤識があつたということ

を、はつきりわれくは指摘しなけれ

ばならないのであります。(拍手)

次に問題になつて参りますものは、

すなわち物価騰貴によりまする一般物

件費の増額であります。これは地財委

が二百億を計上しておりますときに、

内閣はまつたくこれを認めていないの

認めないといつても、物価の上つただ

けは必ず支拂わなければならないと私

は考えるものであります。従つて、

これらのものをわれくは十分に考え

なければ、今日の地方財政といつも

はやつて行けないと想うのであります。

す。かるに、これらのものを大藏省

は認めておらない。ここに私は、今日

のこうした問題が起る最も大きな原因

があるといつことを考えなければなら

ない。

その次に問題になつて参りまするも

のは地方公務員の給與の問題であります

が、これにつきましては、先ほど

題旨の弁明、あるいは塙田君等から申

されたのであります。都道府県の一

般職員の給與が四百六十二円、あるい

は教員の給與が三百七十五円、市町村

の一一般職員の給與が五百七十六円、中

央の国家公務員よりも高いから、今度

のベース・アップのときに、これだけ

引き下げなければならないといつこと

の性質の上に立つて地方厅を考えて参

りますならば、この物件費の騰貴とい

うものは、きわめて大きな役割を貢

うございます。現業厅として、いろいろな事業、工事をなさなければならぬといつ一つの性格を持つておる。こ

の上に及ぼすものであります。しかし

に、これが一錢も認められていないと

いふところに、また大きな大藏省の考

え違ひがあると思うのであります。

方の官庁が、政府の意向は官庁の工事

あるいは事業の中で物件費の値上りは

認めでないからといつだけで、はた

して資材がそれだけ安く購入できるで

ございましょうか。おそらく商人に

は、政府の方針がいかに物件費の増は

安い方に右へならえするといつよう

な、まつたく働く者のことを考へな

い、べらぼうなもの考え方が大藏省

にあつたといつことを、われくは指

摘せざるを得ないのであります。(拍

手)

こういう鍵点からわれくは考へて

参りますると、この平衡交付金の

総額が非常に減つておるといつ一つの

大きな原因——この地財委の意見と大

藏省の意見との食い違は一体どこに

あるかといつことである。地方財政委

員会といえども、大藏当局の言つてお

りますように、地方の財政がきわめて

放漫であつて、きわめてむだ使いをし

ておるといつようなことに対して、地

方財政平衛交付金の観点とこれをから

み合せて考へておりますが、しかもも

地財委から出しておりますところの

あの内容を見ますときには、地財委み

ずからも、また地方公共団体みずから

も、その経費の中で八十億有余とい

うものは予算の中から節約するといつ

ことが、地財委の要求書の中にはつき

り書いてあるのであります。このよう

に自薦した地財委の要求であり、しか

もこの自薦した地財委の要求に対し

て、なおかつ二百億の物件費の値上り

を内閣が認めないとするならば、地方

の公共団体は、みずから節約いたしま

す。なおかつ二百億と、政府の認めない二百

億と、二百八十八億の歳出の節約をし

なればならないでございましよう。

今日、地方の公共団体が、みずから節約するものは節約し、この自肅した態度に出ておりまするときに、なむかに物費二百億を削つて、これに追討ちをかけようとする内閣の態度は、私はどう考へても了解に苦しむのであります。もしこういうことが、そのままの姿において地方にかぶせられて参りますならば、おそらく地方財政は破綻いたしまするか。あるいは地方の公共団体は住民の負託にこたえることがであります。もははつきり言ひ得るのであります。

きなくて、何らの事業もなすことがであります。もははつきり言ひ得るのであります。こういう状態になつて参りまするならば、塚田君が冒頭に申し上げましたよ

うに、日本の民主化、日本の文化は地

方公共団体の自主的自立性にあるとい

いながら、実際は自主的自立性が崩壊させられて、日本の文化といふものはまつたく発達する余地を失うであろうといふことを、私は非常に憂慮するものであります。

われくは、こういう意味から、今回提案されておりまする決議案の内容、決議案の主文に対しましては、先ほど藤田君も言いましたように、きわめてなまぬるいと思うのであります。

われくは、この決議案の中に、どうしても公平に見て、地財委の要求する百億だけはせひ大蔵省に出させるというかたい決意のもとに百億の数字を明記いたしまして、これを政府に要求すべ

きであります。そこで、その実例といたしまして、自由党の諸君の気持も十分われくは参考いたしまして本案に賛成をいたしておるのであります。ことに大蔵大臣は、先ほど藤田君の演説の中にありましたように、池田財政が健在である限りにおいては地方財政は疲弊するであろうというよくな、その汚名をそそがれたいです。

議案の趣旨を十分に体得せられまして、この実現方に最大の努力を拂われますことをお願い申し上げ、本案に対する賛成の意見を終りたいと思うのであります。(拍手)

○議長(林謙治君) 立花敏男君。

(立花敏男君登壇)

○立花敏男君 日本共産党は、本決議案に賛成するものであります。しかし、われくは、本決議案が自由党から提案されたことに関しまして重大な不満を持つとともに、また重大なる疑惑を抱かざるを得ないのであります。ただいまの自由党の提案理由を承りまして、なおこの感を深くするものであります。

が、しかもなお共産党がこの決議案に賛成するゆえんのものは、まず第一に、地方財政の窮乏が一日もゆるがせ

にできぬ緊迫状態にあるということ、

さらに第二には、内外の反動勢力の日

本財政に対する圧力が日にその強度を

加えて参りまして、そのしわ寄せが地

方財政にいよいよ加重されて参りまし

て、来年度予算における平衡交付金の削減の危機がまさに切迫しつつあると

いう理由からであります。

最近全国市長会が行いましたところ

の赤字都市の実態調査によりますれば、昭和二十五年度におきまして、全

市二百五十六の都市のうち八十一の都

市、すなわち総都市の三二%が赤字都

市であります。しかして、昭和二十六

年度のこれらの都市の赤字見込額は二

百六十七億に達するのであります。

この金額は全國都市の歳入見込み総額

の約三〇%に達しておりますのであります。

ゆえに、昭和二十六年度におきま

して、全国ほとんどすべての都市が

赤字都市となり、しかも各都市がその

財政の平均三〇%の赤字に悩むことと

なるのであります。まことに恐るべき

実態であると申さねばなりません。

しかも、地方自治体の中においても財

源上比較的裕福なる都市においてすで

にかかるごとくであります。さるに

弱小なる町村財政に至りましては、そ

の窮乏はまさに言語に絶するものがあ

る所以あります。さらにシャウブ税制

の欠陥が如実に暴露されておりますと

ころの府県財政に至りましては、特に

農業府県の困難に至りましては、その

局の様相を呈しつつあるということであります。その実例といたしまして

は、先般本国会の行政監察委員会で調

査いたしたところの、石川県厅における天狗橋切落し事件のこととも、つまるところは公共事業費の不足に遠因する

ものであることが明白になつております。

することは申すまでもありません。

ところは、吉田自由党内閣

の植民地的な愚民政策にその原因があ

るのあります。町村窮乏の真の原因を国民に知

られぬ側にも知られていないところにあ

るのあります。さらに一步を進め

れば、町村窮乏の真の原因を国民に知

られぬ側にも知られていないところにあ

るのあります。この生命に重大なる脅威を加えるに至つておるという事実であります。

の夏、神戸市に集団赤痢が発生いたしましたときには、わずか三万円の緊急防

疫費の支出がどうしてもできなかつた

のであります。しかも、赤痢発生の現

場はいわゆる不良住宅街でありま

して、この長屋には、第一に下水施設が

ないであります。水道は共用栓であ

り、便所は共同便所であり、四つ辻に

は塵芥がうず高く積まれ、銀ばえが群

がつております。雨水にあふれます共

同便所からは、共同炊事場の付近に汚

水が氾濫しておる。しかも當時、神戸

市におきましては、一日に平均二十数

名の赤痢患者が発生しつつあり、市民

ゆえに、飯能事件の真の原因は、地方財政の確立ということが当事者のいづれの側にも知られていないところにあります。

しかし、さらに重大なことは、これら地方自治機関の行政の混亂、その

不正腐敗等は、地方財政の窮乏と相

なりまして、地方住民の生活並びにそ

の生命に重大なる脅威を加えるに至つておるという事実であります。

の夏、神戸市に集団赤痢が発生いたしましたときには、わずか三万円の緊急防

疫費の支出がどうしてもできなかつた

のであります。しかも、赤痢発生の現

場はいわゆる不良住宅街でありま

して、この長屋には、第一に下水施設が

ないであります。水道は共用栓であ

り、便所は共同便所であり、四つ辻に

は塵芥がうず高く積まれ、銀ばえが群

がつております。雨水にあふれます共

同便所からは、共同炊事場の付近に汚

水が氾濫しておる。しかも當時、神戸

市におきましては、一日に平均二十数

名の赤痢患者が発生しつつあり、市民

は戦々兢々としておつたのであります

が、地方財政の窮乏は、遂に市民の生

命を守らざることができない現状であ

つたのであります。病魔に倒れました

市民は、実は地方財政を無視して軍事

予算に狂奔する吉田自由党内閣の戦争政策の犠牲に供されたことは申すまで
もありません。」

ところの、大阪における小学校児童の中に、結核による長期休校者が急激に増加しつつあるという報道も、最も新しい犠牲の一つであります。児童の給食の大半を横取りし、児童をガラスのない教室にほうり込んでおくところの政策が、どうして児童の健やかな身体をつくり出すことができましょか。政府は、小学校の児童よりも警察予備隊の方がかわいいのです。何となれば、補正予算において、政府は警察予備隊費百五十億を支出しながら、学校給食費に対しましては、わずかその六分の一に達しない額しか支出していないのです。これが平和と繁栄を保障するサンフランシスコ講和條約を裏づける予算の実体であります。

また一方、地方財政の窮乏は、地方自治体の職員に対しましても、経済上、肉体上の大きな負担を強要しつつあるのであります。超過勤務手当の未拂額が数百万円に達する自治体も決して少くないのでありまして、これは地方自治体が、薄給にあえいでおりますところの地方職員より、数百万円の金を、権力を利用いたしまして無理に借金しておるということにほかならないのであります。また年末あるいは年始

未に近づいて給料の選配欠配が生ずることは必至であります。が、さらに財政上の必要から極度に切詰めました定員より来るところの労働強化は、慢性的栄養失調をもたらしますところ極度の低賃金と相まちまして、たとえは教職員等のことは、結構罹病者の数が急激に増加しつつあるのは事実であります。かなる地方職員の生活の困難を無視いたしました政府は、今回國家公務員に対する地方公務員の給與の割高というデマをでっち上げまして、これを口実に、地方公務員の給與の切下げを地方に通達せんとしておるのであります。このことは明らかに地方自治の侵害であり、政府の越権行為であると考えるものであります。ひいては地方行政をまったく不可能に陥れるものといわざるを得ないのであります。しかも、この地方公務員のベースの切下げによつて政府が真にねらつておりますものは、平衡交付金の減額にはかなりません。また最近政府が地方に強要せんとしております、十数万方に達する地方公務員の首切りも、これまたその真のねらいとしますところが、平衡交付金の削減にあることは明白であります。

る地方の財政の不足及び種々の困難を救濟防止するものとして、実は平衡交付金制度が設定されておるのであります。何となれば、平衡交付金法案提出の際の政府の提案理由によりますと、地方團体に豊富潤沢な財源を與えることが平衡交付金制度の目的であると、當時財政は明言いたしておるのであります。従つて、平衡交付金法第一條におきましては、地方自治團体に適当なる財源を與えることをその目的とするということがうたわれておるのであります。従つて政府は、以上のようない方財政の窮乏が原因であるところの種々の事件が全国至るところの自治体に発生しつつある以上は、これらの事実がなくなるまで当然平衡交付金を支出するところの、法律上、政治上の義務が明白に規定されておると思うのであります。しかるに政府は、わずか百億で事を済ませようとしたおりますが、この額は地方公務員のベースアップにすら足りないのであります。いわんや、以上の二とき多くの大問題の解決に対しましては、まさに十九兆円といわねばなりません。政府は、この百億すら恩に着せようとしておるのでありますが、これはとんでもないことでございまして、実は地方は黙つておつても、政府から三百億近いものは受取る権利があるのであります。

○立花敏男君(続) 何となれば、追加予算に組まれておるところの所得税、法人税の自然増加は八百億に達するのであります。少くともそれの三分の一は、政府は平衡交付金として出します。しかし、與党と結託いたしまして、このことにはまつたくはおかむりをいたしまして、與党と結託いたしまして、衆議院において地方行政委員会で、今国会において地方行政委員会で、サボタージュいたしまして、あるいは予算委員会において地方財政委員会で、意見書を審議することなくして、強制経緯も熟知しておりますところのわれわれといたしましては、本決議案を通過せしめておるのであります。そこで、党が提出することは、まつたく不可であります。もし與党にして一片の心があるならば、今からでもおそくなないのであります。ただちに予算の修正あるいは再補正をなすべきであります。この点に関しましては、池田大蔵大臣あるいは岡野国務大臣明確なる所信を承りたいと存じます。それをなさずいたしまして、單なる片の決議案によつてお茶を濁さんとするがごときは、公党としてはまつた卑怯なる態度といわざるを得ないところでのあります。(拍手) しかしながら、主食の統制撤廃で自主性の完全失を暴露いたしました政府、與党に

○議長(林謹治君) 簡単に結論を願います。
○立花誠男君(続) しかも、かかる自由党的欺瞞的態度が、国家財政上實に余裕がなく、平衡交付金の増額が不可能であるという事実の上に立脚するならば一應了とできるのであります。九月現在において、資金運用部の会計において約七百億円の余裕金を残しておりますのであります。しかし、この金の大部分は来年度に繰越されるものであります。従つて、政府、與党がやろうと思えば、今ただちにでもやれるのであります。先般、今国会におきまして、山形県の知事が参りまして、政府は出そうと思えば出せるのだ、ただ出さないのだ、ということを明言いたしております。

われくは、かつて国会におきまして、預金部資金の資金は、地方財政に対して優先的に支出すべきである、といふ意味の決議を行つてゐるのであります。(「もう時間だ」やめると呼び、その他発言する者あり) 政府は、なぜこの莫大なる余裕金を地方に與えないのです。(ありましまよか……)

○議長(林謹治君) 立花君——立花君、残余は速記録に載せることといた

Digitized by srujanika@gmail.com

しまして、この程度でおやめを願いたいと思います。

〔参照〕

立花敏男君の發言未了の部分

しかも、政府の有する余裕財源は決してこれのみにとどまらない。今回の補正予算においても、政府は実に八百億に近い予備費を内包せしめておるのであるが、なぜ政府はこれら不要不急の財源を地方にまわさないのであるか。

実はこれらの莫大なる余裕金は、平和條約及び安保條約により当然やらねばならぬところの日本の再軍備費をまかなうための資金であることは、天下周知の事実である。知事、市町村長たちも、これを知らないのではない。ただ言わないだけあります。彼らは、それは共産党が言つてくれと言つているのであります。しかし、今に彼らはずから口でそれを叫ぶようになるであります。生活を破壊され、生命を脅かされつある地方住民大衆が、必ず彼らをして眞実を叫ばしめるであります。

本日より始まつた全国知事会議、十五日の全国市町村長会議、この二つの会議がいかに政府の恐怖的であるかは、政府みずからが最もよく知つてゐるはずである。全国市長会は、すでに全国市長に通達を発して、平衡交付金獲得に關して共同闘争すべきことを指示しているのであります。すなわち、政府近いうちに、市町村長を先頭とした数機関たる地方財政委員会においてす

万名の市民及び労働者がこの国会に押しかけることありますよ。

日本共産党は、労働者、農民、市民、またこれら立ち上りつあること

ろの愛国的な知事、市町村長たちとともに、吉田自由党内閣に対し、平衡交付金の即時大幅増額を実行すること

を断固要求するものであります。

○議長(林謙治君) 久保田鶴松君。

「久保田鶴松君登壇」

○久保田鶴松君 私は、日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、平衡交付金増額の決議案に賛成の意を表す

地方財政のはなだしい窮乏と、平

衡交付金の増額の問題につきまして

各種の要求につきましては、今までしばしば論じられたのであります。また

各方面から陳情もなされました。各党

の委員におきまして今まで論ぜられ

ました。わが党におきましては、すで

に八月中旬、全国知事会議の要求い

たしまする国庫負担五百六十七億の增額を政府に申し入れ、その実現のため

に全力を振って努力して参つたのであ

りますが、現実はそれに反して、この

たびの臨時国会における補正予算の審議におきましても、さらにまたドッジ

氏との政府の交渉経過におきまして

も、地方財政は、軍事、警察偏重の中

央財政のもとに、ますます圧迫されつ

ら、二十六年度地方財政修正計画において、最低の案としてどうしても平衡交付金約二百億、地方債百五十億の増額をしなければ地方財政は危機に陥るという意見書をもつて明らかにされておるのであります。しかるに政府は、このたびの補正予算におきまして、平衡交付金はその半額の百億増で切つているために、知事以下地方自治体の不満はきわめて大きなものとなつてゐるのであります。一方で、政府は、警察予備隊の経費その他約九十九億をも増額している。これはまさに軍事同盟の予算のもとに地方財政を圧迫するものであります。

地方財政のはなだしい窮乏と、平

衡交付金の増額の問題につきましては、今までしばしば論じられたのであります。また

各方面から陳情もなされました。各党

の委員におきまして今まで論ぜられ

ました。わが党におきましては、すで

に八月中旬、全国知事会議の要求い

たしまする国庫負担五百六十七億の増額を政府に申し入れ、その実現のため

に全力を振って努力して参つたのであ

りますが、現実はそれに反して、この

たびの臨時国会における補正予算の審

議におきましても、さらにまたドッジ

氏との政府の交渉経過におきまして

も、地方財政は、軍事、警察偏重の中

央財政のもとに、ますます圧迫されつ

るものであります。すなわち、政府

化しておる。なお市町村道におきましては、これまで荒廃しつつ放置されておる。住宅の問題につきましても、何ら解決を見ていないのであります。さらに重大なことは、市町村関係の承認済みの公事業でございます。さらには、さらに百尺竿頭一步を進められまして、自由党も真に誠意あらわめて喜ぶところでござります。六・三倒建築、災害復旧事業等、これによる二百億増額として、現在参議院に回付されております補正予算に即時織り込まれるよう努力されんことを希望いたしまして、賛成のあいさつにかかる次第であります。(拍手)

こういうようなことで、地方財政の窮乏は国土の荒廃を招く状態になつてゐるのでござります。このような事態が今後さらに悪化するならば、地方都道府県民の生活を圧迫するという経済的問題のみでなく、社会不安の助成をもたらすと同時に、民主主義の基礎にしてくることになります。

窮乏は国土の荒廃を招く状態になつてゐるのでござります。このような事態が今後さらに悪化するならば、地方都道府県民の生活を圧迫するという経済的問題のみでなく、社会不安の助成をもたらすと同時に、民主主義の基礎にしてくることになります。

窮乏は国土の荒廃を招く状態になつてゐるのでござります。このことは、全国市長あるいは市町村自治そのものを压殺し、過去の独裁政治あるいは中央集権制への復帰

○羽田野次郎君登壇

「羽田野次郎君登壇」

○羽田野次郎君 私は、ただいま議題となつております平衡交付金増額の決議案に対しまして、農民協同党を代表

して賛成の意見を表明したいと思います。すでに各党の代表諸君によつて増額の必要性が強調せられましたし、そ

の背景をなすところの地方財政の窮乏が述べられましたから、私はきわめて簡潔に意見を表明したいと思います。

すでに指摘されましたように、このたびの補正予算編成にあたりまして、地方財政委員会が平衡交付金二百億を

要求いたしましたのに対しまして、予算案にはわずかにその半分の百億しか計上されていないといふ点でございま

す。もちろん予算案でありますから、これを修正し、あるいは組みかえるこ

して国民生活と地方自治の民主主義化のためには、平衡交付金増額の決議案を提案いたしましたことは、わが日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、きわめて喜ぶところでございま

す。願わくは、さらに百尺竿頭一步を進められまして、自由党も真に誠意あらわめて喜ぶところでございま

す。さらに重大なことは、市町村関係の承認済みの公事業でござります。

六・三倒建築、災害復旧事業等、これによる二百億増額として、現在参議院に回付されております補正予算に即時織り込まれるよう努力されんことを希望いたしまして、賛成のあいさつにかかる次第であります。(拍手)

こういうようなことで、地方財政の窮乏は国土の荒廃を招く状態になつてゐるのでござります。このため、満足な予算の計画の実行もできない。なお失業対策の遂行すらもむづかしくなる実情にあるのであります。

とが可能であつたならば問題はないの
でありますけれども、不幸にして本衆
議院におきましては可決をされておる
のであります。それで、試みにさかの
ほつて予算編成當時においてどのよう
な問題があつたかということについて
究明したいと存じます。

それは、地方財政委員会は地方団体
の歳入欠陥を四百三十数億と計算して
おりますのに、大蔵省当局は、地方財
政は七十億円以上の黒字であると計算
しておるところに問題があるのであり
ます。地方財政委員会では、それが地
方財政の専門機関として存在しております
まし、法律の命ずる方法によって一
万以上の町村の財政を調査し、四十数
都道府県の実態調査による数字を積み
上げての計算でござります。それに対
して、大蔵省はこれが専門の機関では
ございませんから、当然きわめて少數
の府県市町村について抽出調査をやつ
て、それによつた推計にすぎないもの
でございます。従つて、そのいづれの
数字を尊重すべきであるかということ
は、言わざして明らかであります。

知事は、あれほど熱烈なる、示威運動
にもひときわ運動を展開いたしまして
平衡交付金の増額を要求し、また全国
町村長大会におきましても熱烈な叫
びをあげております。さらに昨日は、
全國町村の議長の大会におきまして
も熱烈な要求をしておるようであり

ます。その事實に従いまして、決して地方財政が黒字であるとかなんとか
いつたようなものではなくして、地方財政委員会の調査のことく、地方財政
は今や厖大な赤字を抱いて深刻な苦悶
をしておるということは、否定すべく
もない事実でございます。(拍手)

しかるに、予算編成にあたりまして
は、先ほど申し上げましたように、大
蔵当局は、あくまで地方財政は黒字だ
との主張を曲げず、地方財政委員会要
求の二百億をいれないので、わずか百億
を計上して、その主張を貫いておるの
であります。地方財政委員会のこれに
対する態度は、削減を食らつても、大
蔵省側が削減の理由として、国全体の
財政上これ以上計上することが不可能
であるといふならば欣然とするといふ
のであります。しかし、専門機関と
して科学的に積み上げた数字を、大蔵
省はまつこうから頭ごなしに否定する
のだから承服できぬと、こう言つてお
るのであります。従つて、これが巷間伝そら
れますところの、地方財政委員会と大
蔵省との間ににおける不幸なる軋轢の真
相なのであります。もし、かくのこと
は、言わざして明らかであります。

しかもまた御承知の通り、先般府県
の横暴強暴の態度は、これを糾弾
されますが、この大蔵省の横暴強暴の態度
は、言わざして明らかであります。
平衡交付金の増額を要求し、また全国
町村長大会におきましては、熱烈な叫
びをあげております。さらに昨日は、
また平衡交付金制度の理想を貫徹して
られるのではないかと疑わざるを得な
いのであります。(拍手)

このような事実は、皮相観いたしま
すれば、例によつて役所同士の勢力
争いか、あるいはまた單に行支技術上
の問題であるかのことく見えますけれ
ども、これを深く掘り下げまして、大
蔵省は如何えかくのことを行動をとる
かについて究明いたしますならば、ま
たたくこれは大蔵大臣の轉換こそは大問題で
あります。その事実に従いまして、決し
ておると断ぜざるを得ません。

以上、大蔵省の態度といふものは、
当然池田大蔵大臣の政策感覚あるいは、
イデオロギーの反映であるということ
は申すまでもございません。(拍手)大
蔵大臣の考え方の転換こそは大問題で
あると存じます。せつかく大蔵大臣が
おいでござりますから、後ほどこれに
対する見解を明確に承りたい。しかし
て、このまれに見る全会一致の決議案
の趣旨を体して、はたして増額の意思
ありやないやについて御意見を承りた
いと存じます。

これを要するに、地方配付税制度
が、とかく地方自治の中央集権化的傾
向を誘致いたしましたにかんがみまし
て、平衡交付金制度は、内閣に對しま
して十分にその独立性を保持し、かつ
地方団体の利益を尊重に反映すること
ができるよう機構でありますところ
の地方財政委員会に運営させるもので
ありますから、その勧告を最大限に尊
重して、補正予算編成に際して、この
地財委が要求いたしました二百億にす
ぎやかに増額されることを政府に要請
いたしまして討論を終ります。(拍手)

○議長(林謹治君) これにて討論は終
局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔議員起立〕

代における地方財政監視の認識に基
いておると断ぜざるを得ません。

以上、大蔵省の態度といふものは、
当然池田大蔵大臣の政策感覚あるいは、
イデオロギーの反映であるということ
は申すまでもございません。(拍手)大
蔵大臣の考え方の転換こそは大問題で
あると存じます。せつかく大蔵大臣が
おいでござりますから、後ほどこれに
対する見解を明確に承りたい。しかし
て、このまれに見る全会一致の決議案
の趣旨を体して、はたして増額の意思
ありやないやについて御意見を承りた
いと存じます。

これを要するに、地方配付税制度
が、とかく地方自治の中央集権化的傾
向を誘致いたしましたにかんがみまし
て、平衡交付金制度は、内閣に對しま
して十分にその独立性を保持し、かつ
地方団体の利益を尊重に反映すること
ができるよう機構でありますところ
の地方財政委員会に運営させるもので
ありますから、その勧告を最大限に尊
重して、補正予算編成に際して、この
地財委が要求いたしました二百億にす
ぎやかに増額されることを政府に要請
いたしまして討論を終ります。(拍手)

○議長(林謹治君) これにて討論は終
局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(林謹治君) 起立終員。よつて
本案は全会一致可決いたしました。

(拍手)

この際大蔵大臣から発言を認められ
ております。これを許します。大蔵大
臣池田勇人君。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

あると存じます。せつかく大蔵大臣が
おいでござりますから、後ほどこれに
対する見解を明確に承りたい。しかし
て、このまれに見る全会一致の決議案
の趣旨を体して、はたして増額の意思
ありやないやについて御意見を承りた
いと存じます。

これは、例によつて役所同士の勢力
争いか、あるいはまた單に行支技術上
の問題であるかのことく見えますけれ
ども、これを深く掘り下げまして、大
蔵省は如何えかくのことを行動をとる
かについて究明いたしましたならば、ま
たたくこれは大蔵大臣の現段階におきま
する地方財政に対する認識、そしてま
た平衡交付金の社会経済的な意義に対
する認識の問題であるといわざるを得
ません。すなわち、申しますするまでも
なく、現在のわが国のこの資本主義経
済の復興の様相を見ますと、大資本
企業に集中生産が行われまして、農業
あるいは中小企業は急激に没落しつつ
あるのであります。従つて、これが巷間伝そら
れるのであります。従つて、そのいづれの
数字を尊重すべきであるかということ
は、言わざして明らかであります。

大蔵大臣の考え方の転換こそは大問題で
あると存じます。せつかく大蔵大臣が
おいでござりますから、後ほどこれに
対する見解を明確に承りたい。しかし
て、このまれに見る全会一致の決議案
の趣旨を体して、はたして増額の意思
ありやないやについて御意見を承りた
いと存じます。

これを要するに、地方配付税制度
が、とかく地方自治の中央集権化的傾
向を誘致いたしましたにかんがみまし
て、平衡交付金制度は、内閣に對しま
して十分にその独立性を保持し、かつ
地方団体の利益を尊重に反映すること
ができるよう機構でありますところ
の地方財政委員会に運営させるもので
ありますから、その勧告を最大限に尊
重して、補正予算編成に際して、この
地財委が要求いたしました二百億にす
ぎやかに増額されることを政府に要請
いたしまして討論を終ります。(拍手)

○議長(林謹治君) 日程第二、地方自
治法第百五十六條第四項の規定に基
き、検疫所の支所及び出張所の設置に
關し承認を求めるの件を議題といたし
ます。委員長の報告を求めます。厚生
委員会理事亘四郎君。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

地方自治法第百五十六條第四項の規
定に基づき、検疫所の支所及び出
張所の設置に關し承認を求めるの
件

厚生省監督法(昭和二十四年法律
第七号) 第百五十一号) 第二十條第三項の規
定により、検疫所の支所及び出張所の設置に
關し承認を求めるの件を議題といたし
ます。委員長の報告を求めます。厚生
委員会理事亘四郎君。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

基き、国会の承認を求める。

官報(号外)

(一) 検疫所支所 記

名 称	位 置
函館検疫所室蘭支所	北海道室蘭市海岸町無番地
東京検疫所釜石支所	岩手県釜石市大字釜石一四地割
神戸検疫所舞鶴支所	京都府舞鶴市大字平

(二) 検疫所出張所

名 称	位 置
神戸検疫所下津出張所	和歌山県海草郡下津町
広島検疫所徳山下松出張所	山口県徳山市築港

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求める件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○正四郎君登壇 ○正四郎君登壇
○正四郎君登壇 ただいま議題となりました、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求める件に関する報告書

ので、ここに地方自治法第百五十六條第四項の規定により国会の承認を求めて参つたのであります。

本件は、十月三十一日、本委員会に付託せられ、十一月九日、政府より提出參つたのであります。

第四 破産法及び和議法の一部を改正する法律案(第十回国会内閣提出)
○議長(林謹治君) 日程第三、会社更生法案、日程第四、破産法及び和議法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事押谷富三君。

第十一章 帽則(第二百九十八條 第三百三條)
第一条 総則(第一條 第二十九條)
第二章 生手続の開始(第三十條 第一百一十九條 第一百一十九條)
第三章 管財人(第九十四条 第一百一十九條 第一百一十九條)
第四章 更生債権者、更生担保権者及び株主(第二百一十九條 第二百一十九條)
第五章 関係人集会(第二百六十五條 第二百六十四條)
第六章 更生手続開始後の手続(第二百七十五條 第二百八十九條)
第七章 更生計画の條項(第二百一十九條 第二百三十九條)
第八章 債権者(第二百四十條 第二百三十九條)
第九章 更生手続の廃止(第二百八十一條 第二百九十二條)

取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。
(更生事件の管轄)
第六條 更生事件は、会社の本店の所在地、外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
(更生事件の移送)
第七條 前條の裁判所は、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるとときは、職権で、更生事件を会社の他の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

九十三條 第二百九十七條

き利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して二週間とする。

(公告)

第十二条 この法律の規定によつてする公告は、官署及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(掲示による公告)

第十三条 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條第一項の規定にかかわらず、新聞紙上の掲載に代へ、裁判所及び会社の本店(外國に本店があるときは、日本における主なる営業所)の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所若しくはこれに準すべき公署の掲示場に掲示してすることができる。この場合には、掲示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

(社債権者等に対する送達)

第十四条 この法律の規定によつてする会社の社債権者又は株主に対する送達は、社債権者又は株主からの法律の規定による住所の届

出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその者が会社に通知した住所にあって、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保権者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、登記簿に記載した住所にあて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3 前二項の規定によつて書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日時を記載して署名押印しなければならない。

(公告及び送達をする場合)

第十五条 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

(送達に代る公告)

第十六条 この法律の規定によつて公告をもつてその送達に代えることを命ずることができる。裁判所は、公告をもつてその送達とが困難である場合においては、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所を知るこ

とが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代えることを命ずることができる。

2 前項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合に準用する。但し、会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び新会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(更生手続開始の登記の嘱託)

第十七条 更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職權で送達なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始登記を会社の本店及び支店(外國に本店があるときは、日本における営業所)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

(登記所の職務)

第十九条 第十七條第一項及び前條第一項の規定は、更生手続開始決定期取消、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終結の決定があつた場合に準用する。

(登記所の職務)

第二十条 登記所は、前三條の規定による登記の嘱託を受けたときは、運送なく、その登記をしなければならない。

2 登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるとときは、裁判所は、職權で、破産法(大正十一年法律第七十一号)に従い、破産の宣告をすることである。

(破産手続への移行)

第二十三條 破産宣告前の会社につけた登記所は、前四條の規定は、会社に財産に属する権利で登録したものに准用する。

(登記への准用)

第二十二條 前四條の規定は、会社に財産に属する権利で登録したものに准用する。

2 登記所は、更生手続開始登記をする場合において、会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるとときは、裁判所は、職權で、破産法(大正十一年法律第七十一号)に従い、破産の宣告をすることである。

3 登記所は、更生手続開始登記をした場合に準用する。

2 前項の場合においては、第十九條の規定による登記又は前條において準用する第十九條の規定によつて登記をまつ消しなければならない。

3 登記所は、更生手続開始登記をした場合においては、第十九條の規定による登記又は前條において準用する第十九條の規定によつて登記をまつ消した登記の嘱託は、破産の登記又は

登録の嘱託とともにしなければならない。

第二十四条 前條第一項の規定によつて破産の宣告があつたときは、破产第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は訴狀破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準すべき者の行為は、その前に支拂の停止又は破産の申立がないときは、これを支拂の停止又は破産の申立とみなし、共益債権は、財団債権とする。

第二十五条 破産宣告後の会社について更生手続開始申立棄却、第二百八十一條若しくは第二百八十二條の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定によつて破産手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

第二十六条 破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合においては、裁判所は、職權で破産の宣告をしなければならない。

2 前項の場合においては、破産法第一編の適用については、更生計画認可の決定によつて効力を失つ

た破産手続における破産の申立の時に破産の申立があつたもののみなし、共益債権は、財団債権とする。

3 第二十三条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第二十七条 第二十三条第一項に掲げた和議手続への移行

2 裁判所が前項の認可をしたときは、和議法（大正十一年法律第七十二号）に従つて和議手続をしなければならない。

第二十八条 更生手続開始の決定によつて和議手続が効力を失つた後、前條の規定による申立に基づき和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十條（支拂停止等の擬制）及び第三十三條（和議債権者の否認権）の規定の適用について更生計画認可の決定により破産手続が続行されたときは、本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主も、また申立をすることができる。

2 前項後段の場合においては、資本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主も、また申立をすることができる。

は、和議のために生じた債権又は和議手続の費用とみなす。

第二十九條 他の法律によつて会社の清算人が会社に對して破産又は特別清算開始の申立をしなければならない場合において、更生手続開始の申立をすることが妨げない。

第二章 更生手続の開始

一 申立人及び法定代理人の氏名及び住所

二 会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外國に

本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び

日本における代表者の氏名

三 申立の趣旨

四 更生手続開始の原因たる事実

五 会社の目的及び業務の状況

六 会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

七 会社財産に関する事実

八 更生計画に関する事実

九 申立書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立をするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

（解散後の会社の申立）

3 申立書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立をするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

（疎明）

第三十二条 清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、

号 第三百四十三條（定款変更の方法（明治三十二年法律第四十八号）に定める決議によらなければならぬ。

2 前項の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第五十六條（和議のため生じた債権等の弁済）の規定の適用については、和議の

（申立書）

第三十二条 更生手続開始の申立は、書面でしなければならない。

2 申立書には、左の事項を記載しなければならない。

（費用の予納）

第三十四条 更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社財産から支拂うことのできる金額をも考慮して定めなければならない。

2 前項の予納は、その有する債権の額又は株式の数をも疎明しなければならない。

（監督行政庁への通知等）

第三十五条 更生手続開始の申立があつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本條中同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政

政庁及び第百二十二条に掲げる諸

3 前項に掲げる者は、裁判所に對し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

(審尋)

第三十六條 債權者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者(外国に本店があるときは、日本における代表者。以下同じ。)を審尋しなければならない。

(他の手続の中止命令等)

第三十七條 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生手続開始の申立につき決定があつたとき、又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4 第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

5 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(手続開始の條件)

第三十八條 左の場合においては、裁判所は、更生手続開始の申立を棄却しなければならない。

一 更生手続の費用の予納がないとき。

二 債權者又は株主が更生手続開始の申立をするためにその債権又は株式を取得したとき。

三 破産回避の目的で申立をしたとき。

四 裁判所に破産手続、和議手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によるところにおいて、必要があると認めるときは、裁判所は、因税徵收法

求査につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3 前項に掲げる者は、裁判所に對し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

(明治三十年法律第二十一号)による滞納処分、因税徵收の例による滞納処分又は租税債務担保のため提供された物件の処分の中止を命ずることができ。この場合においては、あらかじめ徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならぬ。

3 前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき、又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4 第二項の規定による担保物件の処分その他の手続による中止期間中は、時効は、進行しない。

5 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(手続開始の條件)

第三十九條 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害關係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に関し仮差押、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

6 租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

7 その他の申立が誠実にされたものでないとき。

(保全処分)

第三十九條 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害關係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができる。

2 調査委員は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができます。

3 前二項の規定による裁判は、決定する。この決定に對しては、即時抗告をすることができる。

(調査委員)

第四十條 裁判所は、必要があると認めると、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因となる事実及び第

2 調査委員は、その職務を行ふに對しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以内でなければならない。

(開始の公告及び送達)

第四十一條 調査委員は、裁判所の監督に屬する。

(調査委員の監督)

第四十二條 裁判所は、調査委員に對しその選任を証する書面を交付しなければならない。

2 調査委員は、その職務を行ふにあたり、利害關係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならぬ。

3 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以内でなければならない。

4 第四十五条 更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(開始決定書)

第四十三条 調査委員は、裁判所の監督に屬する。

(開始の公告及び送達)

第四十四条 重要な事由があるときは、裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の事項を公告しなければならない。

官報(号外)

- 一 更生手続開始決定の主文
二 管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨及び期日
三 前條の規定により定めた期間及び期日
四 会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令。但し、管財人を選任しないときは、この限りでない。
- 2 管財人、審査人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知っている会社の債務者及び会社財産の所持者は、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に適用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。
- 4 第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社財産に生じた損害を賠償しなければならない。

- (開始の通知)
第四十八條 前條第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務省及び証券取引委員会に通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、前條第一項第一号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合に適用する。
(書類の備置)
第四十九條 更生手続開始の申立てに関する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(抗告)
第五十条 更生手続開始の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

2 第二十七条の規定は、更生手続開始申立棄却の決定に対して即時抗告があつた場合に適用する。

- (開始後の業務及び財産の管理)
第五十三条 更生手続開始の決定があつた場合において、管財人が置かれたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。
- (裁判所の許可を要する行為)
第五十四条 管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。
- 2 第四十七条第二項及び第四十八条第一項の規定は、前項の取扱いに準用する。

- 3 第一項の場合においては、管財人、管財人がないときは会社は、共益債権を弁済し、異議のあるも
- (開始後の会社の行為)
第五十六条 会社が更生手続開始後会社財産に関してした法律行為は、管財人がない場合を除き、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。
- 2 会社が更生手続開始日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。
- (開始後の権利取得)
第五十七条 更生手続開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に關し会社又は管財人の行為によらないで権利を取得しても、その取得は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。
- 2 前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

- (開始後の登記及び登録)
第五十八条 不動産又は船舶に關する登記は、更生手続開始前にされた登記又は不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二條第一号(登記の中止に必要な手続上の條件が具備しないとき)の規定による仮登記は、更生手続の關係においては、その効力を主張することができない。但し、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、権利の設定、移転又は変更に関する登録又は仮登録に準用する。
- (開始後の会社に対する弁済)
第五十九條 更生手続開始後その事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の關係においても、その効力を主張することができる。
- 2 更生手続開始後その事實を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合を除き、会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の關係においてその効力を主張することができる。

- (善意、惡意の推定)
第六十条 前二條の規定の適用については、更生手続開始の公告前においてはその事實を知らなかつたものと推定し、公告後においてはその事實を知つていたものと推定する。

一 発起人、取締役、監査役又は清算人にに対する株金拂込請求権 又はその責任に基く損害賠償請求権の査定

二 前号の株金拂込請求権又は損害賠償請求権につき発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対する保全処分

2 緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、前項第二号の処分を予ることができる。

3 第二十九條第二項及び第三項の規定は、第一項第二号及び前項の規定による処分に準用する。

(株金拂込請求権等の査定手続の開始)

第七十三條 前條第一項第一号の規定による査定の申立てをするときは、その原因たる事實を疎明しなければならない。

2 裁判所が職權で査定手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない。

(査定に関する裁判)

第七十四條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でなければならない。

2 裁判所は、決定前利害関係人を審尋しなければならない。

(異議の訴)

第七十五條 査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日か

ら一月の不变期間内に、異議の訴を提起することができる。

2 査定を認可し、又は変更した判断は、強制執行に關しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

3 第一項の訴は、更生裁判所の管轄に專属し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

4 数個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(査定の効力)

第七十六條 前條第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときも、また同様である。

(時効の中止)

第七十七條 査定の申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。職權による査定手続の開始も、また同様である。

(否認権)

第七十八條 左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のためにみならず。職權による査定手続の開始も、また同様である。

1 会社が更生債権者又は更生担保者(以下本條中「更生債権者等」という)を害することを知つてした行為。但し、これによつて利益を受けた者が、その

行為の當時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らなかつたときは、この限りでない。

四 会社が支拂の停止等があつた後又はその前六ヶ月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

二 会社が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下本條中「支拂の停止等」という)のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供與又は債務の消滅に関する行為。但し、これによつて利益を受けた者が、その行為の當時支拂の停止等のあつたこと又は更生債権者等を害する事實を知つていたときには、

三 会社が支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に關する行為であつて、会社の義務に屬せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に屬しないもの。但し、債権者においてその行為の當時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らなかつたときは、この限りでない。

五 会社が支拂の停止等があつた後又はその前六ヶ月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

二 前項の規定は、会社が第百二十一条第一項第五号及び第二百二十二条に掲げる請求権につき、その徵収の権限を有する者に對してした行為に適用しない。

二 会社が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下本條中「支拂の停止等」という)のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供與又は債務の消滅に関する行為に對しては、適用しない。

(手形債務支拂の場合の例外)

第七十九條 前條第一項の規定は、会社から手形の支拂を受けた者がその支拂を受けなければ債務者の行為。但し、これによつて利益を受けた者は、その行為の當時支拂の停止等のあつたこと又は更生債権者等を害する事實を知つていたときには、

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出を委託した者が振出の当時支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを命ぜたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、

3 会社が支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に關する行為であつて、会社の義務に屬せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に屬しないもの。但し、債権者においてその行為の當時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らなかつたときは、この限りでない。

(否認権の行使)

第八十條 否認権は、訴又は否認の請求によつて、管財人、管財代理人、和議開始若しくは特別清算開始の申立てを命ぜたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、

2 前項の訴及び否認の請求事件は、更生裁判所の管轄に専属する。

(否認の請求原因の疎明)

第八十二條 否認の請求をするときは、更生裁判所の管轄に専属する。

2 前項の訴及び否認の請求事件は、更生裁判所の管轄に専属する。

(否認の請求原団の疎明)

第八十三條 否認の請求をするときは、その原因たる事實を疎明しなければならない。

(否認の請求についての裁判)

第八十四條 否認の請求を認容し又はこれを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

2 裁判所は、決定前相手方又は輸得者を審尋しなければならない。

(異議の訴)

第八十五條 否認の請求を認容する

る。但し、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録に準用する。

2 前項の規定は、権利取得の効力を有する登記に准用する。

(執行行為の否認)

第八十一條 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務行為があるとき又はその行為が執行行為に基くものであるときでも、行うことを妨げない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を有する登記については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を有する登記に准用する。

決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に異議の訴を提起することができる。

2 前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

第八十六條 否認の請求を認容する決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、同様である。

(否認権行使の効果)
第八十七條 否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

2 第七十八條第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(相手方の地位)
第八十八條 会社の行為が否認された場合において、その受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、反対給付によつて生じた利益が現存するときは、その利益の限度において、共益債権者としてその権利を行うことができる。

2 反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者

としてその権利を行うことができない。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

(相手方の債権の復活)
第八十九條 会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

(転得者に対する否認権)
第九十条 左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に対しても、また行使することができる。

1 転得者が転得の当時各その前

者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

2 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前

者に對して否認の原因があるとき。

(選任)
第九十四条 管財人は、その職務を行ふに適した利害關係のない者のうちから選任しなければならない。但し、数人の管財人を選任する場合には、そのうちの一人を利害關係のある者のうちから選任することができる。

2 第八十七條第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

(支拂停止を知つたことに基く否認の制限)
第九十五条 又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)に基く信託会社及び銀行法(昭和二年法律第二十一号)に基く銀行は、

2 信託業法(大正十一年法律第六十五号)又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)に基く信託会社又は銀行が管財人となることができる。

3 前項の信託会社又は銀行が管財人に選任された場合には、その信託会社又は銀行は、代表者のうち

(否認権行使の期間)

第九十二条 否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときも、また同様である。

(当事者適格)
第九十五条 管財人の選任があつたときは、会社の財産關係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

(被入の管財人の職務執行)
第九十六条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してもすれば足りる。

(注意義務)

第九十七条 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならぬ。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害關係人に対して連帶して損害賠償の責に任する。

(更生債権)
第一百一條 会社に対し更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

(双務契約)

第九十八条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならぬ。

3 前項の場合は、相手方

(計算の報告義務)

第九十九條 管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

(任務終了の場合の緊急処分)

第一百條 管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

(調査委員に関する規定の準用)

第一百一條 第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に准用する。

(第四章 更生債権者、更生担保権者及び株主)

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならぬ。

3 前項の場合は、相手方

1111

か又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。管財人がその催告を受けた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 裁判所は、管財人若しくは相手方の申立により又は職権で、前項の期間を伸長し、又は短縮することができる。

4 前三項の規定は、労働契約には適用がないものとする。

第一百四條 前條の規定によつて契約は、損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行なうことができる。

2 会社の受けた反対給付が会社財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、現存しないときは、相手方は、その額にしき共益債権者としてその権利を行なうことができる。

(開始後の手形の引受け等)

第一百五條 為替手形の振出し人又は裏書人たる会社について更生手続が開始された場合において、支拂人又は予備支拂人がその事実を知らぬで引受け又は支拂をしたときは、その支拂人又は予備支拂人は、これによつて生じた債権については、管財人若しくは、その支拂人としてその権利を行なうことができる。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権と

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券に準用する。

3 第六十條の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

(賃貸借契約等)

第一百六條 賃貸人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前拂又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時ににおける当期及び次期に關するものを除く外、更生手続の關係においては、その効力を主張することができない。

2 前項の規定により更生手続の關係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行なうことができる。

3 前二項の規定は、地上権及び永小作権について準用する。

(交互計算)

第一百七條 交互計算は、当事者の一方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支拂を請求することができない。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権と

(会社が他の者とともに全部義務を負う場合)

第一百八條 敷人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、そ

の全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、

債権者は、更生手続開始當時に有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

(会社が保証債務を負う場合)

第一百九條 保証人たる会社について更生手続開始されたときは、債

権者は、更生手続開始されたときに、債権の全額につき更生債権者としてその権利を行なうことができる。

(将来の求償権)

第一百十条 数人が各自全部の履行を

する義務を負う場合において、そ

の全員又はそのうちの数人若しく

は一人について更生手続が開始さ

れたときは、その者に対して将来

行なうことができる。

2 前二項の規定は、地上権及び永

小作権について準用する。

(定期金債権)

第一百一十二条 更生債権については、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をす

ることができる。但し、第二百二十二條に掲げる請求権について

は、その滞納処分若しくは担保物の処分又はその統行が許され

た余社の債務(差押の効力の及ぶ債権を含む)につき当該滞納処分の中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合及び管財人、管財人がないとときは、会社が裁判所の許可を得て弁済をする場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において同項の請求権を有する者が弁済をしたとする更生債権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生債権者は、次條から第百十

3 前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求償権について準用する。

(一部の保証の場合)

第一百一十三条 第百八條、第一百九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。

(更生債権の弁済の禁止)

第一百二十三条 更生債権については、弁済を受け、その他これを消滅させることを許さない。

(定期金債権)

第一百五十五条 前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

(不確定定期債権)

第一百六十六条 第百十四条の場合におい

て期限が不確定であるときは、更生手続開始の時における評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときは、また同様である。

(金額を目的としない債権等)

第一百七十七条 債権の目的が金額でないとき、又は金額ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは

外国の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時に

これらの規定によつて算定した金額に応じ、その他の債権については、その債権額に応じて議決権を有する。

(期限附債権で無利息のもの)

第一百四條 期限附債権が無利息であつてその期限が更生手続開始後に到来すべき場合には、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。

(定期金債権)

第一百四十三条 第百十四条の場合におい

て期限が不確定であるときは、定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

(不確定定期債権)

第一百六十七条 第百十四条の場合におい

て期限が不確定であるときは、更生手続開始の時における評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときは、また同様である。

(金額を目的としない債権等)

第一百七十八条 債権の目的が金額でな

いとき、又は金額ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは

外国の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時に

おける評価額による。

(條件附債權及び将来の請求権)
第一百八十九條 條件附債權は、更生手続開始の時における評価額による。

2 前項の規定は、会社に対して行うことのある将来の請求権に準用する。

(源泉徵收所得税等)

第一百九條 更生債權のうち、源泉徵收に係る所得税、通行税、酒税、物品稅、砂糖消費稅、揮發油稅及び特別徵收義務者が徵收して納入すべき地方稅で、更生手續開始時まだ納期限の到来していないものは、共益債權として請求することができる。更生手續開始前に更生手續開始前の原因に基いて生じた会社の使用者の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

(優先権の期間の計算)

第一百二十條 優先権が一定の期間内の債權額につき存在する場合においては、その期間は、更生手續開始の時からさかのぼつて計算する。

(劣後的更生債權)

2 前項の請求権は、他の更生債權に後れる。但し、國稅徵收法又は、更生債權とする。

一 更生手續開始後の利息

(條件附債權及び将来の請求権)

第一百八十九條 條件附債權は、更生手續開始の時における評価額によることある。

2 前項の規定は、会社に対して行うことある将来の請求権に準用する。

二 更生手續開始後の不履行による損害賠償及び違約金

三 更生手續参加の費用

四 前号に掲げるものの外、更生手續開始の原因に基いて生じた財產上の請求権で共益債權でないもの

五 更生手續開始前の罰金、料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六 更生手續開始前の租稅のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徵收して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手續開始後役若しくは罰金に処せられ、又は國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四條第一項(地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号))において準用する場合を含む。(通告処分)の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租稅で届出のないもの

2 前項の請求権は、他の更生債權に後れる。但し、國稅徵收法又は國稅徵收の例によつて徵收することのできる請求権で、同項第六号

に掲げるもの以外のものは、この限りでない。

3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることとができる。

(租稅等の請求権)

第一百二十二条 国稅徵收法又は國稅徵收の例によつて徵收することのできる請求権については、徵收の権限を有する者の同意がなければ、更生手續計画において減免、徵收の猶予、債務の承継その他の他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

3 第一百二十三条第二項及び第一百四十二條から第一百八十八條までの規定は、更生手續開始の目的の債額より少いときは、その被担保債權の額に応じて議決権を有する。

4 第一百二十三条第二項及び第一百四十二條から第一百八十八條までの規定は、更生手續開始の目的の債額より少いときは、その被担保債權の額に応じて議決権を有する。

5 第一百二十三条第二項及び第一百四十二條から第一百八十八條までの規定は、更生手續開始の目的の債額より少いときは、その被担保債權の額に応じて議決権を有する。

(更生担保権)

第一百二十三条 更生債權又は更生手續開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財產上の請求権で、更生手續開始當時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵當権又は商法による留置権で担保された範囲のものは、更生手續とされる。

2 第一百二十五条 更生手續に参加しようとする更生債權者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各債權の内容及び原因、譲渡された場合を含む)の届出をする。

3 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

4 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

5 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

6 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

7 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

8 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

9 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

10 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

11 第一百二十五条 第一百二十一條第一項に掲げる債權(以下「劣後的債權」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

の担保権があるときは、その担保権によつて担保された債權額を担保の目的の債額から控除した額。(以下本條中同じ。)をとる部

分については、更生債權者として更生手續に参加することができ

(更生担保権の届出)

第一百二十六条 更生手續に参加しようとする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原因、担保権の目的の債額及びその債額、

2 前條第三項の規定は、更生担保権について準用する。

3 各債權のうち一般の優先権のあ

る部分及び劣後的債權に係る部分

は、別に届出をしなければならな

い。

2 当時訴訟が係属するときは、第一項に定める事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

3 裁判所に参加することができ

(更生担保権の届出)

第一百二十七条 更生手續に参加しようとする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原因、担保権の目的の債額及びその債額、

2 前條第三項の規定は、準用しない。

3 各債權のうち一般の優先権のあ

る部分及び劣後的債權に係る部分

は、別に届出をしなければならな

い。

2 各債權のうち一般の優先権のあ

る部分及び劣後的債權に係る部分

は、別に届出をしなければならな

い。

間内に、届出をしなければならない。

3 前二項の届出は、更生計画案審理のための関係人集会が終つた後は、することができない。

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その實に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に準用する。

(届出名義の変更)

第二百一十八條 届出をした更生債権者は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

(株主の権利)

第二百一十九條 株主は、各の有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有し

(株式の届出)

第二百三十條 更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び數を裁判所に届け出、且つ、株券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 株主権について、更生手続開始に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

3 裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。」の

2 前項の届出をした更生債権者、更生債権者及び株主は、前項の規定により届出のあつた更生債権者は、前項の調査の期日に出頭して他の更生債権又は更生担保権につきは、代理人を出頭させることができることを認められる。

3 代理人は、代理権を託する書面を提出しなければならない。

(謄本の交付)

第二百三十三條 裁判所書記官は更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、管財人、審査人、会社及び

1 株主の氏名及び住所、株式の額面無額面の別、種類及び數

第二百三十一條 裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した

2 前項の届出をさせることができる。」の

(管財人の出頭)

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

る事項を調査する。

(関係人の出頭)

第二百三十六條 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させること

ができる。

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

査人)、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がないときにつり、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させること

ができる。

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権者及び更生担保権については、そ

(号外)

(更生債権及び更生担保権調査の特別期日)
第百四十一條 更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

2 前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。
3 第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(期日の変更、延期及び続行)
第百四十二條 前條の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

(更生債権及び更生担保権等の確定)
第百四十三條 更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人(管財人がないときは、会社)但し、更生債権及び更生担保権の調査を行ふ審査人があるときは、その審査人、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がなかつたときは、更生債権及び更生担保権の内容、譲り受けたものについて異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定の表への記載)

第百四十四條 裁判所は、更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人がある場合における会社の異議を除く)のある更生債権又は更生担保権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人がある場合において会社の述べた異議も、また同様である。

2 前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

2 裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならぬ。

(記載の効力)

第百四十五條 確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表の記載

4 裁判所は、更生債権者又は更生担保権者の請求により、その権利に関する更生債権者表又は更生担保権者表の抄本を交付しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄)

第百四十八條 更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(異議の通知)

第百四十六條 更生債権者又は更生

担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合に

おいて、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならぬ。

2 第百四十七條第二項から第四項まで及び第百四十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。

(有名義債権等に対する異議の主張)

第百五十五条 会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者、更生担保権者は株主は、その利益の限度において共益債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

は、優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載)

第百四十七條 異議(管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人がある場合における会社の異議を除く)のある更生債権又は更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

2 前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3 第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(更生債権又は更生担保権の確定と利害関係の有無)

第百四十九條 第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権が係属する場合において、更生債

権者又は更生担保権者がその権利の確定を求めるとするときは、

(更生債権又は更生担保権確定の訴)

第百四十七条 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(更生債権又は更生担保権の確定と利害関係の有無)

第百五十條 更生債権者又は更生担保権者は、第百四十四條第一項の規定により更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についてのみ、権利確定の訴を提起し、又は前條の規定により訴訟を受け得ることができる。

2 第百四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(更生債権又は更生担保権の確定と利害関係の有無)

第百五十二条 裁判所は、管財人

(管財人がないときは、会社)但し、更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権者は株主の申立により、更生債

権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

(更生債権又は更生担保権の確定と利害関係の有無)

第百五十三条 裁判所は、管財人

(管財人がないときは、会社)但し、更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人があるときは、その審

査人)、更生債権者、更生担保権者は株主のみに異議のあるものについて、異議者は、訴訟手続のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に異議のあるものについて、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

(更生債権又は更生担保権の確定と利害関係の有無)

第百五十四条 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟についての効力を有する。

2 第百四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(訴訟費用の償還)

第百五十五条 会社財産が更生債権

又は更生担保権の確定に関する訴訟

によつて利益を受けたときは、異

議を主張した更生債権者、更生担

保権者は株主は、その利益の限

度において共益債権者として訴訟

費用の償還を請求することができる。

(異議者を相手方として訴訟を受け得るがなければならない。

2 第百四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(異議の通知)

第百四十九條 第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権が係属する場合において、更生債

権者又は更生担保権者がその権利の確定を求めるとするときは、

(訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

2 第百四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(異議の通知)

第百五十一条 裁判所は、管財人

(管財人がないときは、会社)但し、更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人があるときは、その審

査人)、更生債権者、更生担保権者は株主のみに異議のあるものについて、異議者は、訴訟手続のうち、更生債

権又は更生担保権の確定に関する訴訟について、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張する

ことができる。

(更生債権又は更生担保権の確定と利害関係の有無)

第百五十二条 裁判所は、管財人

(管財人がないときは、会社)但し、更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人があるときは、その審

査人)、更生債権者、更生担保権者は株主に異議のあるものについて、異議者は、訴訟手続のうち、更生債

権又は更生担保権の確定に関する訴訟について、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張する

ことができる。

(訴訟費用の償還)

第百五十三条 会社財産が更生債権

又は更生担保権の確定に関する訴訟

によつて利益を受けたときは、異

議を主張した更生債権者、更生担

保権者は株主は、その利益の限

度において共益債権者として訴訟

費用の償還を請求することができる。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額)

第一百五十六條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額は、更生計画によつて受ける

利益の予定額を標準として更生裁判所が定める。

(罰金、租税等の届出)

第一百五十七條 第一百二十一條第一項第五号及び第二百三十二條に掲げる

請求権については、國又は公共團体は、遅滞なくその額、原因及び

担保権の内容を裁判所に届け出なければならぬ。

(不服の申立の許される場合)

第二百四十四條第一項の規定は、前項の規定によつて届出のあつた請求権

の規定によつて届出のあつた請求権

二十一條に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一 更生担保権者

二 一般の先取特權その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債

債権者以外の更生債権者

四 労後債権を有する更生債権者

五 残余財産の分配に関し優先的

内容を有する種類の株式を有す

る株主

六 前号に掲げる株主以外の株主

の有する権利の性質及び利害の関係を考慮して、二以上の組の者を

一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することができる。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別の組としなければならない。

三 管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類について意見を述べることができる。

四 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

五 第一百四十一條の規定は、第一項及び前項の規定による決定の達成に準用する。但し、関係人集会又は更生債権及び更生担保権調査の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとする。但し、第二百二十一條第一項第五号及び第二百三十二條に

(更生計画から除外できる者)

第一百六十條 会社の財産を事業が継続するものとして評価して清算し

たものと仮定した場合において、債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができない更生債権者

又は株主は、更生計画から除外する

ことができる。

判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

六 更生債権者、更生担保権者又は

株主は、代理委員会を解任したとき、遅滞なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

(社債権者)

第一百六十二条 社債権者集会は、開

催人集会における社債権者の議決権の行使その他の更生手続における

社債権者の権利の行使について決議することができない。

二 社債権者集会の委託を受けた会社又は担保附社債信託法の受託会社

は、社債権者のため、更生債権又は更生担保権の届出、議決権の

行使その他の更生手続に属する一切の行為をすることができる。但し、自ら更生債権又は更生担保権の届出をしてした社債権者については、この限りでない。

三 前項の会社が社債権者のために

更生手続に属する行為をする場合においては、各別にその社債権者

を表示することを要しない。

四 自らその更生債権又は更生担保

権の届出をしなかつた社債権者

は、何時でも第二項の会社の権限を表示して自らその権利を行使する

ことができる。この場合においては、社債権者は、あらかじめそ

の旨、氏名、住所並びにその有する債券の数、番号及び発行の年月

日を裁判所に届け出且つ、債券

その他の証拠書類又はその副本若

しくは抄本を裁判所に提出しなければならない。

五 自ら更生債権又は更生担保権の届出をし、又は前項の規定による

届出をした社債権者は、遅滞なく

第二項の会社にその届け出た事項を通知しなければならない。

(相殺権)

第一百六十三条 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始當時会社に對して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が更生担保権者若しくは株主の申立てにより、前項に該当する者を指定しなければならない。

二 裁判所は、管財人、審査人、会

社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立てにより、前項に該当する者を指定しなければならない。

三 前條第三項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。

四 裁判所は、前項の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員会を選任することができる。

五 前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の賃料債務については、

当期及び次期のものに限り、これをすることができる。但し、敷金があるときは、その後の賃料債務についても、相殺をすることができる。

六 前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の賃料債務については、

当期及び次期のものに限り、これをすることができる。但し、敷金があるときは、その後の賃料債務についても、相殺をすることができる。

七 前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

(相殺の禁止)

第一百六十四条 左の場合においては、相殺をすることはできない。

八 相殺をすることはできない。

九 一 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始後会社に對して債務を負担したとき。

十 不公正であると認めるときは、裁

官報 (号外)

23

二 会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三 会社の債務者が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取扱したとき。但し、その取扱が法定の原因に基くとき、債務者が支拂の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基くとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

第五章 関係人集会

(期日の呼出)

第一百六十五條 関係人集会の期日には、管財人、審査人、社会、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。

第一回の関係人集会については、第四十七條第二項の規定により遅達を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第一百六十六條 関係人集会の期日

は、会社の業務を監督する行政庁、法務省裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

(裁判所の指揮)

第一百六十七條 関係人集会は、裁判所が指揮する。

(期日及び目的の公告)

第一百六十八條 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

2 関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、遅延又は公告することを要しない。

(期日の併合)

第一百六十九條 裁判所は、相当と認めるとときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができ

る。

(議決権に対する異議)

第一百七十條 管財人(管財人がないときは会社)は、但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき異議を述べることができる。但し、前項の規定において確定した前項の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権者、更生担保権者及び株主は、その限りでない。

(議決権の行使)

第一百七十一條 確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者、更生担保権者及び株主は、その限りでない。

(議決権の行使)

第一百七十二條 裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者は、株主が関係人集会の決議に賛成する場合に議決権を行使する。

(議決権の行使)

第一百七十三條 前二條の規定により議決権を行使することができない者は、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

(議決権の行使)

第一百七十四條 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消し、又は変更することができない。

(財産の価額の評定)

第一百七十五條 管財人、管財人がな

いときは会社は、更生手続開始後遅延なく、裁判所書記官、執行吏

又は公証人の立会のもとに、会社

は届出の類若しくは致に応じて譲

決権を行使することができる。

2 異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる類又は致につき議

決権を行使させるかを定める。

3 裁判所は、利害関係人の申立てによる決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、遅延することを要しない。

(不當な議決権者の排除)

第一百七十六條 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対する議決権を有する更生債権者、更生担保権者は、管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 管財人は、その受け取った前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

(郵便物の管理)

第一百七十七條 裁判所は、会社の申立てにより又は職権で、関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができ

る。

(議決権の行使)

第一百七十八條 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

2 更生手続の開始に至つた事情

2 会社の業務及び財産に関する経過及び現状

3 第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無

4 業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適当とする事情

5 その他の更生に関し必要な事項

(会社の報告)

第一百七十九條 管財人がなく、且つ、第一百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

(更生債権者等の調査)

第一百八十條 管財人は、裁判所の

(議決権の代理行使)

第一百七十四條 更生債権者、更生担保権者及び株主は、代理人をもつてその議決権を行ふことができ

る。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第六章 更生手続開始後の手続

は届出の類若しくは致に応じて譲

決権を行ふことができる。

2 異議のある権利については、裁判所が議決権を行ふかどうか及びいかなる類又は致につき議

決権を行ふかを定める。

3 裁判所は、利害関係人の申立てによる決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、遅延する

ことを要しない。

(会社の業務及び財産の管理)

第一百七十五條 管財人は、就職の後遅滞なく、手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その原本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

(管財人の調査報告)

第一百八十九條 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

2 会社の業務及び財産に関する経過及び現状

3 第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無

4 業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適当とする事情

5 その他の更生に関し必要な事項

(会社の報告)

第一百八十一條 管財人がなく、且つ、第一百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

(更生債権者等の調査)

第一百八十二條 管財人は、裁判所の

に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞の處ある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第一百八十九條 管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その原本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てによる決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、遅延する

ことを要しない。

(会社の業務及び財産の管理)

第一百七十五條 管財人は、就職の後遅滞なく、手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その原本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

(管財人の調査報告)

第一百八十九條 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

2 会社の業務及び財産に関する経過及び現状

3 第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無

4 業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適当とする事情

5 その他の更生に関し必要な事項

(会社の報告)

第一百八十一條 管財人がなく、且つ、第一百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

(更生債権者等の調査)

第一百八十二條 管財人は、裁判所の

定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一 更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、譲渡の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その事項

二 更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、譲渡の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その事項

三 株主の氏名及び住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び數債務者であるときは、その氏名及び住所

2 管財人がなく、且つ、第百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、裁判所の定める期間内に、前項に掲げる事項を裁判所に報告しなければならない。
(その後の報告等)

第百八十三條 管財人、管財人がないときは審査人又は会社は、前五條の規定によるもの外、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してその謄本を裁判所に提出しなければならない。

(営業用の固定財産の評価)

第百八十四條 第百七十九條及び前條の規定に基いて作成する財産目録に記載する営業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の

営業用の固定財産の評価換については、商法第三十四條第二項及び第二百八十五條(営業用の固定財産の評価)の規定は、適用しない。

(書類の備置)
第百八十五條 第百七十九條から第一百八十三條までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならぬ。

(会社の更生事務処理)

第百八十六條 管財人がない場合は、会社は、裁判所の監督のもとに、更生事務を処理する。

2 会社は、更生事務の処理につき、管財人と同一の注意義務を負う。

3 会社が前項の注意義務を怠つたときは、会社及び任務を怠つた取締役は、利害關係人に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。

(業務及び財産の管理の変更)
第百八十七條 会社の債務が二千円以下である場合には、裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、何時でも管財人を置くことをやめて業務及び財産の管理を会社に回復させることができ、また、会社に業務及び財産の管理をした、会社に業務及び財産の管理をさせることをやめて管財人を置くことができる。

(管理の変更に伴う訴訟手続の中止、受継)

第百八十八條 更生手続開始後会社が訴訟を受継した後に管財人が置かれたときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、管財人又は相手方においてこれを受け

続くことができる。

2 更生手続開始後管財人又は相手方が訴訟を受継した後に管財人を置くことが認められたとき、又は

更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中斷する。この場合においては、会社は、訴訟を受け継がなければならぬ。

3 前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐことができる。

4 前三项の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに適用する。

3 前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐこと

ができる。

2 前三项の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに適用する。

3 前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐこと

ができる。

ができる。但し、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできない。

2 裁判所は、利害關係人の申立てに対する責任を負つたとき、又は

より又は職權で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

2 裁判所は、利害關係人の申立てに対する責任を負つたとき、又は

より又は職權で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

2 裁判所は、申立てにより又は職權で、前項の期間を延長することができない。

同の関係人集会に報告しなければならない。

2 裁判所は、管財人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならぬ。

2 裁判所は、利害關係人の申立てに対する責任を負つたとき、又は

より又は職權で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

2 裁判所は、利害關係人の申立てに対する責任を負つたとき、又は

判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3 第百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。

(更生計画案審理のための関係人集会)

第二百條 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

(更生計画案の修正)

第二百一條 前條の関係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならない。

(更生計画案の修正命令)

第二百二條 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができ。前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

(関係人集会の再開)

第二百三條 更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するた

めに、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

(更生計画案の排除)

第二百七條 更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものかなければならぬ。

3 会社の業務を監督する行政、法務監査又は証券取引委員会は、その事項につき当該行政の意見を聞かなければならぬ。

(更生計画案の審理)

第二百八條 第二百條又は第二百六條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

(更生計画案の修正)

第二百九條 第二百八條第一項の規定による裁判所の命令があつたときは、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

(更生のための債務を負担する者等の出頭)

第二百九條 更生のために債務を負担し、又は担保を供する者は、前條第一項の期日に出頭して、その旨の陳述をしなければならない。

2 他の処分をする事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政の意見を聞かなければならぬ。

3 会社の業務を監督する行政、法務監査又は証券取引委員会は、その事項につき当該行政の意見を聞かなければならぬ。

(更生計画案の修正)

第二百十條 第二百七條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の排除)

第二百十一條 更生計画案は、一般的に更生債権又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができます。前項は、決議に付することができない。

(決議の方法)

第二百十二条 第二百八條第一項の規定による裁判所の申立てにおいては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。

(司法の要件)

第二百十三條 関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者の同意、株主の議決権を行使することができる株主の議決権の三分の二以上に当る議決権を有する者がそれと同一の期日を定めて言い渡さなければならない。

(可決の時期)

第二百十五条 第二百八條第一項の規定による裁判所の申立てによれば、第一期日から二月内にされなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。

(共益債権)

第二百十六条 左に掲げる請求権は、共益債権とする。

1. 更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

2. 更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

3. 更生手続終了後に生じたものと除く。

(更生計画案の変更)

第二百十七条 第二百四條の規定による裁判所の可決されるに至らなかつた場合においても、更生債権者の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

(続行期日の指定)

第二百十八条 関係人集会においては、その全員の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(更生計画案の変更)

第二百十九條 第二百七條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の法律的規定)

第二百二十條 第二百七條の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものかなければならぬ。

3 会社の業務を監督する行政、法務監査又は証券取引委員会は、その事項につき当該行政の意見を聞かなければならぬ。

(更生計画案の審理)

第二百二十一条 第二百八條第一項の規定による裁判所の申立てにおいては、更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

2 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(更生計画案の変更)

第二百二十二条 第二百七條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の法律的規定)

第二百二十三条 第二百七條の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものかなければならぬ。

3 会社の業務を監督する行政、法務監査又は証券取引委員会は、その事項につき当該行政の意見を聞かなければならぬ。

(更生計画案の審理)

第二百二十四條 関係人集会においては、その全員の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

四 第一百九十三條及び第二百九十五條の規定により支拂うべき

報酬、費用及び報償金

五 会社の業務及び財産に閉じ管

財人、会社又は整理委員が権限

に基いて更生手続開始後にした

行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不利益得により

更生手続開始後会社に対して生

じた請求権

七 第百三條第一項の規定により

管財人又は会社が債務の履行を

する場合において、相手方が有

るもの以外のもの

(共益債権の弁済)

八 会社のために支出すべきやむ

を得ない費用で、前各号に掲げ

るもの

(共益債権の弁済)

九 第一百一十七條 共益債権は、更生手

続によらないで、隨時弁済する。

2 共益債権は、更生債権及び更生

担保権に先立つて、弁済する。

(会社財産不足の場合の弁済方法)

第十百十八條 会社財産が共益債権

の総額を弁済するのに足りないこ

とが明かになつたときは、共益債

権は、法令に定める優先権にかか

わらず、まだ弁済しない債権額の

割合に応じて弁済する。但し、共

益債権について存する留置権、特

別の先取特権、質権及び抵当権の

効力を妨げない。

第七章 更生計画の條項

(更生計画の條項)

第一百十九條 更生計画において

は、全部又は一部の更生債権者、

更生担保権者又は株主の権利を変

更する條項及び共益債権の弁済に

関する條項を定めなければならない。

2 計画においては、當業若しくは事業の經營の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他更生のために必要な條項を定めることができる。

(更生債権者等の権利)

第二百二十條 更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第百六十條の規定に基づき計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。

(債務の期限)

第二百二十一條 更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され、又は五年以上にわたつて債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済方法を明示しなければならない。

2 共益債権は、更生債権及び更生担保権に先立つて、弁済する。

(会社財産不足の場合の弁済方法)

第二百二十二條 会社の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは貯貸し、会社の事業の經營の全部若しくは一部を委任し、他人と營業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けるときは、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者は株主に分配するときは、そ

の分配の方法を定めなければならない。

2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

3 前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させざるときは、その旨を定めなければならない。

4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

(争の落着しない権利)

第二百二十九條 会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 新株の割当に關する事項

2 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込き資本及び準備金の額を定めなければならない。

2 会社が更生債権者、更生担保権者又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 拝込金額その他新株の割当に關する事項及び新株の拂込期日(この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

3 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対する與える株式の額面無額面の別、種類及び數

3 前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

1 第一項第一号に掲げる事項

1 前項第三号に掲げる事項

1 前項第三号に掲げる事項

で、争の落着しないものがあるときは、和解若しくは調停の受諾になければならない。

一 減少すべき資本の額

二 資本減少の方法

(新株の發行)

第二百三十條 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

(定額の変更)

第二百二十七條 会社の定額を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

(定額の変更)

第二百二十八條 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の取締役等の変更

2 会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につき、株主に対し新株の引受権を與え、制限し、又は剥除する旨及び特定の第三者に対しこれを與えねなければならない。

(共益債権)

第二百二十四條 共益債権について既に弁済したものと明示して、これに対する適確な指標を定めなければならない。

(共益債権)

第二百二十四條 共益債権について既に弁済したものと明示して、これに対する適確な指標を定めなければならない。

(取締役等の変更)

第二百二十九條 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の取締役等の変更

2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

1 前項第一号及び第三号に掲げる事項

2 拝込金額その他新株の割当に關する事項及び新株の拂込期日(この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

3 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対する與える株式の額面無

額面の別、種類及び數

1 第一項第一号に掲げる事項

1 前項第三号に掲げる事項

めなければならない。

一 減少すべき資本の額

二 資本減少の方法

(新株の發行)

第二百三十條 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

(定額の変更)

第二百二十七條 会社の定額を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

(定額の変更)

第二百二十八條 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の取締役等の変更

2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

1 前項第一号及び第三号に掲げる事項

2 拝込金額その他新株の割当に關する事項及び新株の拂込期日(この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

3 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対する與える株式の額面無

額面の別、種類及び數

1 第一項第一号に掲げる事項

1 前項第三号に掲げる事項

(この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

四 無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

(社債の発行)

第二百三十一條 会社が社債が発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債の総額

二 各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支拂の方法及び期限その他の社債の内容

三 社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対する、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせ、又はさせないで社債を発行するときは、その割当に關する事項

四 担保附社債であるときは、その割当に關する事項

(吸収合併)

第二百三十二条 会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方

三 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び數

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに關する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して發行すべき事項

六 新会社の資本及び準備金の額

三 合併によって消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して發行すべき新株の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に關する事項

七 各会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り當てることを定めたときは、その規定

びにその割当に關する事項

四 存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額

五 合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り當てることを定めたときは、その規定

六 他の会社における合併契約書

七 合併すべき時期を定めたときは、その規定

(新設合併)

第二百三十三條 会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方

三 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び數

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに關する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して發行すべき事項

六 新会社の資本及び準備金の額

七 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期(但し、一年をこえることができない。)

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期(但し、一年をこえることができない。)

十 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事

八 前條第六号及び第七号に掲げる事項

(新会社の設立)

第一百三十四条 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで、株式を引き受けさせることによりて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する支店の所在地並びに公告の方

三 新会社の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して発行するとときは、その発行価額及びその価額中資本に組み入れない額並びに更生債権者、更生担保権者又は株主に對してあらたに拂込又は現物出資をさせ、又はさせないで株式を引き受けさせることは、前項第五号に掲げる事項

四 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めるときは、その第三者に與えることを定めたときは、これに關する事項

五 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

六 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

七 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

八 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

九 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

一〇 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

2 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する支店の所在地並びに公告の方

三 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めるときは、その第三者に與えることを定めたときは、これに關する事項

四 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

五 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

六 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

七 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

八 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

九 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

一〇 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

四 劣後の更生債権

五 残余財産の分配に關し優先的内容を有する種類の株主の権利

六 前号に掲げるもの以外の株主の権利

2 前項の規定は、第二百二十一條第一項第五号及び第二百二十二條に掲げる請求権については、適用しない。

三 平等の原則

四 劣後の更生計画の條件は、同じ性質の権利を有する者の間では平等でなければならない。

五 残余財産の分配に關し優先的

六 前号に掲げるもの以外の株主の権利

2 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する支店の所在地並びに公告の方

三 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めるときは、その第三者に與えることを定めたときは、これに關する事項

四 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

五 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

六 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

七 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

八 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

九 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

一〇 新会社の額面無額面の別、種類及び數を定めたときは、これに關する事項

(更生計画の認否)

第二百四十條 関係人集会において

更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認否につき決定をしなければならない。

2 第百六十五條及び第百六十六條に掲げる者は、計画の認否につき意見を述べることができる。

3 計画認否の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることが要しない。

(更生計画認可の要件)

第二百四十一條 裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができない。

(更生計画が法律の規定に合致していること)

二 計画が公正、公平であり、且つ、遂行可能であること。

三 決議が誠実、公正な方法でされたこと。

(合併を内容とする計画について)

四 合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

(行政手続又は計画が法律の規定に合致していること)

五 行政手続又は計画が法律の規定に合致していること。

度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないこと、が不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができる。

(不同意の組のある場合の認可)

第二百四十二條 更生計画案につき関係人集会において選定の額又は數以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によってその権利を保護する條項を定めて、計画認可の決定をすることができない。

(更生計画認可の決定)

3 前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を開かなければならぬ。

(更生計画認否の決定の言渡等)

第二百四十三條 更生計画認否の決定は、言い渡し、且つ、その主旨、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることが要しない。

(更生計画の効力発生の時)

第二百四十四條 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(抗告)

第二百四十五條 更生計画認否の決定に対しても、即時抗告をすることができる。但し、届出をしなかつた更生債権者、更生担保権者は、株主は、この限りでない。

(更生計画の効力範囲)

第二百四十六條 第二百九十九條及び第二百九十一條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者表等への記載)

第二百四十七條 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、計画の條項を更生債権者表、更生担保権者表及び株主表に記載しなければならない。

(更生計画の効力範囲)

第二百四十八條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によって設立される新会社を除く。)のために、且つ、それらの者に対して効力を有する。

(権利の変更)

第二百四十九條 更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

(商法第二百八條(質権の効力))

及び第二百九條第四項(株券の引渡し)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けけるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。(更生債権者及び更生担保権者の権利)

(第二百五十一條) 更生計画の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対する権利が認められた場合には、その権利は、確定した更生債権又は更生担保権を有する者に対するのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)

第一百五十二条 更生計画の定によつて株主に對し権利が認められた場合には、その権利は、株式の届出をしなかつた者に對しても、認めたものとする。

遂行によつて生ずべき償うことができない損害を避けるため緊急の必要があり、且つ、事實上の点について説明があつたときは、申立てにより、抗告につき決定があるままで、保証を立てさせ、又は立てさせないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができる。

(更生債権等の免責等)

第二百四十九條 更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百二十一条第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

第三百四十九條 第三百一十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について準用する。

(更生計画不認可の決定が確定した場合)

第二百四十九條 第三百一十九條及び第三百二十一条の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

第三百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

(第三百五十二条)

めに供した担保に影響を及ぼさない。

2 計画案につき、関係人集会において法定の額又は數以上の議決権を有する者の同意を得られないことを考慮して計画を認可すること。影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生債権者は、抗告が法律上の理由があるとみて、計画の

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者が会社の保証人その他会社とともに債務を負担する者に対し有する権利及び会社以外の者が更生債権者又は更生担保権者のた

第一項の抗告は、計画の遂行によつて株主に對し権利が認められた場合には、その権利は、株式の届出をしなかつた者に對しても、認めたものとする。

(更生債権者表等の記載の効力) 第二百五十三条 更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権者は更生担保権に基づき計画の定によつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社、新会社(合併)によつて設立される新会社を除く。更生債権者、更生担保権者、会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に対し、確定判決と同一の効力を有する。

2 前項に定める権利で金銭の支拂いの他の給付の請求を内容とするものな有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができる。但し、民法第四百五十二条(催告の抗弁権)及び第四百五十三条(檢索の抗弁権)の規定の適用を妨げない。

3 民事訴訟法第五百一十六條から第五百五十八條まで(判決に基く強制執行)の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百一十一條(執行文付與の訴)、第五百四十五條(請求異議の訴)及び第五百四十六條(執行文付與に対する異議の訴)の規定による訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(中止中の手続の失效)

第二百五十四条 更生計画認可の決定があつたときは、第六十七條第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、そ

の効力を失う。但し、同條第六項の規定によつて続行された手続又は廻分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財團債権(但し、破産法第四十七條第二号(国税徴収法又は國稅徵收の例により徵収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものを除く)は、共益債権とする。

(更生計画の遂行) 第一百五十五条 更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2 裁判所は、管財人がない場合において、必要があると認めるときは会社以外の者を整理委員に選任して計画を遂行させることができ。

3 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行う。

4 第四十一條から第四十四條まで、第九十六条、第九十七条、第十九条及び第八十一条の規定は、整理委員に適用する。

(更生計画遂行に関する裁判所の命令) 第一百五十六条 裁判所は、第二百四十八条第一項及び前條に掲げる者に対し、更生計画の遂行に関し必要な命令をることができる。

2 裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があると認める

の規定によつて続行された手続又は廻分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財團債権(但し、破産法第四十七條第二号(国税徴収法又は國稅徵收の例により徵収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものを除く)は、共益債権とする。

(担保物の交換) 第一百五十九條 第二百一十七条の規定により更生計画において会社(担保の取消)及び第六十六條(担保提供の方法)、第一百三十三条(担保物の交換)の規定は、前項の規定による担保について適用する。

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除) 第二百五十七条 更生計画の遂行に定められたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2 裁判所は、管財人がない場合において、必要があると認めるときは会社以外の者を整理委員に選任して計画を遂行させることができ。

3 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行う。

4 第四十一條から第四十四條まで、第九十六条、第九十七条、第十九条及び第八十一条の規定は、整理委員に適用する。

(更生計画遂行に関する裁判所の命令) 第一百五十六条 裁判所は、第二百四十八条第一項及び前條に掲げる者に対し、更生計画の遂行に関し必要な命令をことができる。

2 裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があると認める

ときは、計画の定ではこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権若しくは更生担保権でその確定手続の落着しないものを有する者のために、相当な担保を供せることができる。

3 民事訴訟法第一百十一條(担保提供の方法)、第一百三十三条(担保物の交換)の規定は、前項の規定による担保について適用する。

(取扱の規定) の規定は、適用しない。(定款の変更に関する商法の規定の特例) 第二百六十一條 第二百一十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百十一條第二項(株式消却の手続)、第三百七十六條第二項、第三百八十九條(資本減少無効の訴)の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項(監査役(競売以外の方法による端株の売却の許可))に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第二百六十條 第二百一十八條の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これららの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2 第二百一十八條の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方針において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方を定めたときには、これららの者の選任又は選定は、計画に定める方針によつてすることができる。この場合においては、商法第二百五十四条第一項(同法第二百一十八條)において定められる場合を含む。(取締役、監査役の選任)及び第一百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

2 前項の場合においては、新株引受け権に関する定款の定に拘束されない。

3 第一項及び第一項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期

計画に定めるところによる。(資本の減少に関する商法等の規定の特例) 第二百六十一條 第二百一十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百十一條第二項(株式消却の手続)、第三百七十六條第二項、第三百八十九條(資本減少無効の訴)の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項(監査役(競売以外の方法による端株の売却の許可))に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第二百六十條 第二百一十八條の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これららの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2 前項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

3 第一項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

2 前項の場合においては、新株引受け権に関する定款の定に拘束されない。

3 第一項及び第一項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期

3 商法第三百七十七條から第三百七十九條まで(株式併合)の規定は、株主に対し割り当てる株式に

数を生ずる場合に準用する。この場合においては、同法第三百七十条第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百三十二條ノ三（競売以外の方法による端株の売却の許可の申請）の規定を準用する。

第二百六十三條 第二百三十條第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株を発行することを定めたときは、計画の定によつて新株を発行することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百八十條ノ三（発行条件の拘束等）、

第二百八十條ノ八（現物出資の検査）、第二百八十條ノ十（発行の差止）、第二百八十條ノ十一（不公平）、第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十條ノ十五から第二百八十條ノ十八まで（新株発行無効の訴）の規定

3 第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十條ノ十四（新株発行の場合における設立に関する規定の準用）において準用する同法第二百七十八條（拂込取扱銀行等の変更）の規定を定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合においては、商法第二百八十條ノ五（新株引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「株券」とあるのは、「株券又ハ社債券」と読み替えるものとする。

5 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するとときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

6 前條第三項の規定は、株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。但し、この場合においては、従前の株主に交付すべき代金から、端数につき拂い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならない。

7 第一項の場合においては、会社の新株発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の申込及び引受を証する書面並びに拂込を取り扱つた銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する證明書又は申請書には、拂込金の保管に関する證明書を添附しなければならない。

（社債の発行に関する商法等の規定の特例）

2 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせて社債を発行するときは、これらは、計画に定める金額を拂い込めば足りる。

3 第二百六十四條 第二百二十一條の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対して、あらたに拂込をさせないで社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

4 第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十條ノ五（新株引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「株券又ハ社債券」とあるのは、「株券又ハ社債券」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、商法第二百九十八條（未拂込社債のある場合の社債募集の制限）の規定の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、社債の申込及び引受を証する書面、各社債につき拂込のあつ

る。

4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、名義書換代理人を置いたときは、これを社債の総額に算入しない。

4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の

書換代理人を置いたときは、これ

5 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書又は申請書には、同項に掲げる書面を添附しなければならぬ。

6 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

7 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

8 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

9 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

10 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

11 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

12 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

13 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

14 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

15 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

16 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

17 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

18 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

19 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

20 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

21 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書

面の外信託証書及び担保附社債

たことを証する書面並びに社債契約の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

4 第一項の場合において、商法

第四百十六條第一項及び第二項（合名会社の合併等に関する規定

の適用）の規定の適用にかかると

法第九十九條（財産目録及び貸借対照表の作成）、第一百條（債権者保

護の手続）、第一百四條第一項、第

三項（合併無効の訴）、第一百五條（合併無効の訴の手続）、第一百八條から第百十一條まで（合併無効の債務弁済の責任及び財産の帰属）及び第三百七十六條第三項（社債権者の異議）の規定は、準用しない。

5 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

6 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

7 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

8 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

9 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

10 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

11 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

12 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

13 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

14 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

15 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

16 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

17 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

18 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

19 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

20 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

21 第一項の規定は、合併の相手方の総額を數回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書

があるときは、その証書を添附しなければならない。

款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第百九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第百九十九條ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條 第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者（更生担保者又は株主に対して、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによって新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

3 前項の場合においては、新会社成立の時において、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

4 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前項の場合に準用する。

取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを記する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條 前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することとされたときは、計画の定によって新会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、商法第六百六十五條(発起人の員数)、第六百六十七條(定款の認証)、第六百六十八條(設立に際しての株式発行事項の決定)、第六百六十九條(発起人の株式引受け)、第六百七十條(発起設立における拂込及び役員の選任)、第六百七十三條(検査役の調査及び裁判所の処分)、第六百七十五條(第二項第九号(発起人の株式引受けに関する株式申込証の記載)、第六百八十一條(検査役の調査)、第六百八十三條(創立総会における取締役立場項の変更)、第六百八十六條(起人にに対する損害賠償の請求)、第六百九十一條(起人にに対する責任及び拂込担保責任)、第六百九十三條(発起人の損害賠償責任)、第六百九十五條(取締役等の連帯責任)、第六百九十六條(発起人の株式引受けの免除、株主の代表訴訟)、第六百九十八條(擬似発起人の責任)及び第四百二十八條(設立無効の訴)の規定は、適用しない。

は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第百七十八條に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第一百九十四條（会社会不成立の場合の発起人の責任）にて定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに拂込をさせて社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの者に對し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第百六十六條第二項の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができる。

6 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十三條第四項から第六項まで、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項の場合に準用する。

7 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前條第四項に掲げる事類

（解散に関する商法等の規定の結果）
第二百六十九條 第二百三十五條の規定
規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。
2 前項の場合においては、解散の登記の申請書には、計画認可の決定書の原本又は抄本を添附しなければならない。
（新株主等の失権）
第二百七十條 更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百六十二条第一項、第二項、第六項、第六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、還済不能の者に対する権利を公表し、且つ、知れたる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 株主又は社債権者であつた者は、前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて無効とすることができる。この場合においては、除権判決を得た者については、前項の規定を適用しない。

4 会社又は新会社が第一項の公告をしても同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失う。

5 前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百八十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかわらず、その株式を取得することができる。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

第二百七十一條 株主又は社債権者であつた者が前條第一項の期間内に従前の株券又は債券を提出できない場合において、同期間内にその者の請求があり、且つ、その期間内に他にこれを請求する者がないときは、会社又は新会社は、同條の規定にかかわらず、その請求者に対し、株券又は債券を交付することができる。

（株式等の引受権の譲渡）

第二百七十二條 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定によつて会社又は新会社の株式又は社債を引き受けける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百七十三條 更生債権者、更生

担保権者又は株主が更生計画の定

によつて会社又は新会社の株式を取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十一條(金融会社の株式保有の制限)の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

(証券取引法の特例)

第二百七十四條 更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主に対して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合には、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四條第一項(有価証券の募集又は売出に関する届出)の規定は、適用しない。

(財団に関する処分の制限の特例)

第二百七十五條 更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合には、工場財團その他の財團又は財團に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基く権利の承継)

第二百七十六條 更生計画において会社が行政府から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基く権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第二百七十七條 更生計画において新会社が会社の租税債務を承継す

ることを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会社の租税債務は、消滅する。

2 更生手続開始の決定があつたときには、会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。但し、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七條第三項(事業年度の期間が一年とする場合)の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による会社の財産の評価及び債務の消滅による益金で更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額(利子税額を除く。)と更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入)の規定の適用を受ける損金を除く。)との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価額又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4 更生手続開始の時に統く会社の事業年度の法人税及び附加価値税について、法人税法第十九條(中間申告)及び地方税法第三十六條(法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付)の規定は、適用しない。

5 第十七條第一項、第二項、第三項

前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項まで及び第二十一條(第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による登記について

は、登録税を課さない。

6 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合は、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を発行する部分の資本の金額についての登録税の額は、登録税法

六條(管利法人の登記の税率)の規定にかかわらず、その金額の千分の一。五とし、計画において新会社が会社の不動産又は船舶に関する権利を取得することを定めた場合においては、その登録税の額

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生手続開始の時における法人税額(利子税額を除く。)と更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入)の規定の適用を受ける損金を除く。)との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価額又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

3 第一百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

4 第一百七十八條 厚生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、引き続き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたものは、会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

(退職手当)

第二百八十条 更生計画が遂行され

たとき、又は計画が遂行されることが確実であると認めるに至つたときは、裁判所は、管財人、管財人は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

5 第二百八十二条 申立人は、前項に定める更生手

2 申立人は、前項に定める更生手

続廃止の原因たる事実を説明しなければならない。

6 第二百八十三条 前條の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を發し、且つ、利害關係人の閲覧に供するため、その申立に關

における在職期間とみなす。

(更生計画の変更)

第二百八十一條 左の場合において

は、裁判所は、職權で、更生手続

定があつた後やむを得ない事由で

が生じたときは、更生手続終了前

に限り、裁判所は、管財人、審査

人、整理委員、会社又は届出をし

た更生債権者、更生担保権者若し

くは株主の申立により、計画を変

更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生手続開始の時における法人税額(利子税額を除く。)と更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入)の規定の適用を受ける損金を除く。)との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価額又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

3 第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

2 前項による廢止

第二百八十二条 会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 申立人は、前項に定める更生手

続廃止の原因たる事実を説明しなければならない。

3 第二百八十三条 前條の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を發し、且つ、利害關係人の閲覧に供するため、その申立に關

の決定があつた場合に準用する。

(職權による廢止)

第二百八十四条 左の場合において

は、裁判所は、職權で、更生手続

定があつた後やむを得ない事由で

が生じたときは、更生手続終了前

に限り、裁判所は、管財人、審査

人、整理委員、会社又は届出をし

た更生債権者、更生担保権者若し

くは株主の申立により、計画を変

更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生手続開始の時における法人税額(利子税額を除く。)と更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入)の規定の適用を受ける損金を除く。)との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価額又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

3 第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

2 前項による廢止

第二百八十五条 会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 申立人は、前項に定める更生手

続廃止の原因たる事実を説明しなければならない。

3 第二百八十六条 前條の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を發し、且つ、利害關係人の閲覧に供するため、その申立に關

する書類を備えて置かなければならぬ。

第二百八十四條 裁判所は、前條の通知發送後一月以上を経過した後でなければ更生手続廃止の決定をすることができない。

(更生計画認可後の廃止)

第二百八十五條 更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人、管財人がないとときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百八十六條 裁判所は、前條の決定をする前に、期日を開いて利害關係人の意見を聞かなければならぬ。

第二百八十七條 第二百八十五條の規定による更生手続廃止は、更生担保権に基き更生計画の定によつて認められた権利を有する者のうち知れりるものに対し、送達しなければならない。

第二百八十八條 裁判所は、更生手続廃止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

(抗告)

第二百八十九條 第二百四十五條第一項及び第二項の規定は、更生手続廃止の決定に対する抗告及び第

八條において准用する民事訴訟法第四百十九條ノ一の規定による抗告について準用する。

第三十五條第一項の規定は、更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

(共益債権の弁済)

第二百九十九條 更生手続廃止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人、管財人がないときは会社又は整理委員は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

(更生債権者表等の記載の効力)

第二百九十一條 第二百八十一條又は第二百八十二條の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、確定した更生債権又は更生担保権については、更生債権者表又は更生担保権の記載は、会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。但し、管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行なう審査人があつた場合においては、会社が更生債権及び更生担保権の調査を行なう場合においては、その期日においてその権利に対しても異議を述べなかつた場合に限る。

第二百九十五条 更生債権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に對し、会社財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支拂うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

第二百九十九條 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生手続開始後会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときは、裁判所は、前條の許可をするにつき、その事実を考慮しなければならない。代理委員又は代

二項及び第三項の規定は、第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

第十章 報酬及び報償金

(管財人等の報酬等)

第二百九十三条 調査委員、管財人、審査人及び整理委員は、費用の前拂及び裁判所が定める報酬を受けることができる。管財人又は会社が選任した法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

第二百九十四条 前項に定める報酬の額は、その職務と責任にふさわしいものでなければならない。

第二百九十五条 前條に掲げる者がその資格を得た後、裁判所の許可を得ないで会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡したときは、これららの者は、費用及び報酬の支拂を受けることができない。

(代理委員等の報償金等)

第二百九十九條 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という。)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 会社の財産を隠匿し、き乗し、又は債権者、担保権者若しくは株主の不利益に処分すること。

二 会社の負担を虚偽に増加すること。

三 法律の規定により作るべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をして、又はこれを隠匿し、若しくはき乗すること。

2 前項の規定は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

第二百九十九條 前條に規定する者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(詐欺更生罪)

第二百九十九條 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という。)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(收賄罪)

第二百九十九條 調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問又は管財人代理がその職務に関し賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

第二百九十九條 前條に規定する者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

理人がその資格を得た後、会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときも、また同様である。

年法律第四十五号)に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

第二百九十九條 前條に規定する者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

第二百九十九條 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という。)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

第二百九十九條 調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問又は管財人代理がその職務に関し賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

第二百九十九條 調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問又は管財人代理がその職務に関し賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(第三者的詐欺更生罪)

3 犯人又は法人たる管財人の收受した賄うは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(賄賂罪)

第二百一條 前條第一項若しくは第二項に規定する賄うを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第三百二條 第四十一條第一項に掲げる者が同條(第一百一條、第二百九十二條第一項及び第三百五十五條)に掲げる行為をしたときも、また

2 更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者が前項第三号に掲げる行為をしたときも、また

同一項と同様である。

この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

第四十六條 左ニ掲タル請求権ハ

他ノ破産債権ニ後ル

一 破産宣告後ノ利息

二 破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及違約金

三 破産手続参加ノ費用

四 罰金、料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

五 債権ガ無利息ニシテ其ノ期

限ガ破産宣告後ニ到来スペキ場合ニ於テハ破産宣告ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ法定利率ニ依ル元利ノ合計額ガ債権額トナルベキ計算ニ依リ算出セラ

ル利息ノ額ニ相当スル部分

六 債権ガ無利息ニシテ其ノ期

限ガ不確定ナル場合ニ於テハ

ハ破産債権者ノ債権ニ之ヲ準用

ス

よつてすべき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

虚偽の報告をしたとき。

第三百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第四百七十條第五項の規定に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

第五百二十二条に次の後段を加える。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間が不確定ナルトキ亦同ジ

第三百八條を次のように改める。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間が不確定ナルトキ亦同ジ

第三百八條を次のように改め

定期金ニ付同号ノ規定ニ

並各定期金ニ付同号ノ規定ニ

進ジ算出セラルル元本ノ額ノ

合計額ガ法定利率ニ依リ其ノ

定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超エルトキハ其

ノ超過額ニ相当スル部分

第五百二十二条中「第十七條乃至第

二十二條」を次のように改め

第百二十二条に次のように改め

第六條第三項中「同條第二項」を同條第四項に改める。

第十八條乃至第二十一條 削除

第二十二條に次の後段を加え

次のように改める。

第三百三十三条第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会社合資会社又ハ株式合資会社」を「合名会社又ハ合資会社」に改める。

第三百三十三条第一項中「又ハ産業組合」を削り、「地方裁判所」に改める。

第三百三十三条第一項中「又ハ産業組合」を削り、「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三百三十三条第一項中「又ハ産業組合」を削り、「管轄内ノ市役所、町村役場」を「簡易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村事務所」に改める。

第三百三十三条第一項中「又ハ産業組合」を削り、「出張所又ハ其ノ管轄内ノ市役所」に改める。

第三百三十三条第一項中「又ハ産業組合」を削り、「管轄内ノ市役所」に改める。

於ケル評価額トノ差額ニ相当スル部分

定スル定期金債権ナル場合ニ於テハ各定期金ニ付第五号ノ規定ニ準ジ算出セラルル利息ノ額ノ相当スル部分

定期金債権ノ金額又ハ存続期間ノ定期金ニ付同号ノ規定ニ準ジ算出セラルル利息ノ額ノ相当スル部分

第一百五條、第百六條及び第百七條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第一百三十三条第一項中「管轄内ノ市役所」に改める。

「裁判所書記官」に改める。

第一百八十八條中「裁判所書記、執行執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第一百九十七條中「千円」を「十万円」に改める。

第二百七條後段を削る。

第二百八條から第二百二十四條までを次のように改める。

第二百八條乃至第二百二十四條削除

第二百二十九條第一項中「優先権アルトキハ其ノ権利」の下に「第四十六條ニ掲タル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項第三号中「其ノ権利」の下に「第四十六條ニ掲タル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九條第一項中「債権ノ額及優先権」を「債権ノ額、優先権及第四十六條ニ掲タル請求権ノ区分」に改める。

第二百四十一條第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百四十五條但書を削る。

第二百五十三條を次のように改める。
第二百五十三條削除

第三百六十七條の前に次の章名及び二十條を加える。
第一章 免責

「十八條」を「第四十六條」に改め
る。
第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。
第二百五十八條第二項中「其ノ順位ニ從ヒ優先権ナキモノニ付テハ第四十六條ノ規定ニ依リ他ノ債権ニ後ルモノヲ其ノ他ノモノト区別シテ」に改める。
第二百七十一條第二号中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。
第二百八十八條第二号中「異議ノ訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟又ハ訴願」に改める。
第二百二十二條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第二百五十三條第二項を次のよう
に改める。
前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十九條第一項、第三百五十九條第一項及び第三百六十條中「一万円」を「百万円」に改める。
「第三編 復権」を「第三編 免責及復権」に改める。
第三百六十七條の前に次の章名及び二十條を加える。
第二百四十五條但書を削る。

第三百六十六條ノ三 破産者ハ免
責ノ申立て同時ニ知レタル破産
債権者ノ氏名及住所並破産債権
ノ額及原因、別除権アルトキハ
其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁
済ヲ受クルコト能ハザル債権額
スルコトヲ要ス申立て同時ニ提
出スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利
害關係人ノ閲覽ニ供スル為免責
ノ申立て開スル書類及前條ノ規
定ニ依ル破産管財人ノ調査書類
ヲ提出シ又ハ裁判所ニ對シ其
ノ財產狀態ニ付虚偽ノ陳述ヲ
為シタルトキ
四 破産者ガ免責ノ申立て前十年
内ニ免責ヲ得タルコトアルトキ

五 破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキ
第三百六十六條ノ十 破産者ガ免責ノ審理ヲ為スベキ期日ニ正当事由ナクシテ出頭セズ又ハ出頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキハ裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同一ノ破産ニ付再び免債ノ申立ヲ為スコトヲ得
第三百六十六條ノ十一 免責ノ決定期ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
第三百六十六條ノ十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手続ニ依ル配当ヲ除キ破産債権者ニ對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 租税
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償
三 履人ノ給料但シ一般ノ先取特權ヲ有スル部分ニ限ル
四 扱人ノ預り金及身元保証金
五 破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求権但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク
六 償金、科料、刑事訴訟費用、追徵金及過料
第三百六十六條ノ十三 免責ハ被

產債権者ガ破産者ノ保証人其ノ他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル者ニ對シテ有スル權利及破産債権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ
第三百六十六條ノ十四 免責ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハニ免責決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス
第三百六十六條ノ十五 詐欺破産ニ付破産者ニ對スル有罪ノ判決が確定シタルトキハ裁判所ハ破産債権者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコトヲ得
第三百六十六條ノ十六 裁判所ハ免責取消ノ裁判ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
第三百六十六條ノ十七 免責取消ノ決定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ
第三百六十六條ノ十八 免責取消ノ取扱いタルトキハ免責後其ノ取扱いタルトキハ免責後一年内ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 租税
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償
三 履人ノ給料但シ一般ノ先取特權ヲ有スル部分ニ限ル
四 扱人ノ預り金及身元保証金
五 破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求権但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク
六 償金、科料、刑事訴訟費用、追徵金及過料
第三百六十六條ノ十三 免責ハ被

第三百六十六條ノ十九 免責取消ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス
第三百六十六條ノ二十 第百八條乃至第百十二條及第百十四條ノ至第百十八條ノ規定ハ免責及免責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス
第二章 復權
第三百六十六條ノ二十一 破産者ハ左ノ場合ニ於テハ復權ス
一 免責ノ決定ガ確定シタルトキ
二 強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ
三 第三百四十七條ノ規定ニ依ル申立ニ基ク破産廃止ノ決定ガ確定シタルトキ
四 破産者ガ破産宣告後詐欺破産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ
第三百六十六條ノ十七 免責取消ノ取扱いタルトキハ免責後其ノ取扱いタルトキハ免責後一年内ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 租税
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償
三 履人ノ給料但シ一般ノ先取特權ヲ有スル部分ニ限ル
四 扱人ノ預り金及身元保証金
五 破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求権但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク
六 償金、科料、刑事訴訟費用、追徵金及過料
第三百六十六條ノ十三 免責ハ被

第三百六十六條ノ十九 免責取消ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス
第三百六十六條ノ二十 第百八條乃至第百十二條ノ至第百十八條ノ規定ハ免責及免責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス
第二章 復權
第三百七十五條中「五千円」を「三十万円」に改め、同條第五号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第三百七十七條第一項中「千円」を「五万円」に改める。
第三百八十九條第一項及び第三百八十一條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。
第三百八十九條第一項中「千円」を「五万円」に改める。
第三百八十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。
第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。
第七十條第一項中「千円」を「五万円」に改める。
第三百八十九條第一項中「千円」を「五万円」に改める。
第三百八十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。
第四十五條中「第十七條乃至第二十條」を「第十七條」に改める。
第四十五條中「第十七條」を「第十七條」に改める。
第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。
第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。
第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第三百六十七條 前條ノ規定ニ依るアリタルトキハ免責後其ノ取扱いタルトキハ免責後一年内ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
2 この法律施行前に破産の宣告のあつた事件については、破産法第十八條から第二十二條まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第二百二條、第二百八十二條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百四十六條、第二百五十四條及び第二百五十八條の改正規定(同法第二百二十九條の改正規定については、裁判所書記)を「裁判所書記官」に改める部分を除く。)にかかわらず、なお從前の例による。

3 この法律施行前に破産手続の解止のあつた事件の破産者は、破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除き、同法第三百六十六條ノ二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年内は、免責の申立をすることができる。この法律施行の際裁判所に係属中の破産事件の破産者も、また同様である。

4 破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者がその責に帰することができない事由によつて同項の期間内に免責の申立てができない場合に適用する。

5 この法律施行前に破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6 前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基く復権のあつたときは、復権は、将来に向つてその後強制和議取消の決定が確定したときには、復権は、将来に向つてその効力を失う。

7 第五項の規定は、身代限の处分を受けた者及び家資分散の宣告を受けた者に適用する。

○押谷富三君 ただいま議題と相なりました会社更生法案並びに破産法及び和議法の一部を改正する法律案につきまして、それへの提案の趣旨及び法律委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げたいと存じます。まず会社更生法案について御説明いたします。

本案は、株式会社の經營する事業が破綻に陥り、債務弁済上窮境に陥つたとき、一定の手続を経て、裁判所の監督のもとに、会社自身はもちろん、債権者、株主、従業員等がおのづこその立場で相協力して事業を維持更生させ、いわゆる生かしてとる主義の内容を持つた法律であります。御承知のように、現行法といたしましては、企業を解体させざるに更生させるためには強制和議の制度がありますが、これは画一的な新規の制度であります。また商法の規定による会社整理の制度がありますが、これもあり任意的であります。

十国会後、全国に委員を派遣し、主要都市の商工会議所において懇談会を開催し、財界並びに胡野法曹界の本案に対する忌憚なき意見を聴取いたしました。さらにまた今国会におきましては、産業界、金融界、弁護士、裁判所、労働組合関係の有力なる代表者より参考意見を繳り、慎重審議いたしました。

質疑の詳細につきましては速記録に譲りたいと存じますが、そのうちの最もなるものを申し上げますと、第一に、更生法をつくることよりも、この法律案の特長の第一点は、更生手続開始の原因として、会社がその事業の経過を補うために本法案を必要とするわけであります。

本件の特長の第二点は、更生手続開始の原因として、会社がその事業の経過を補うために本法律を改正することが望ましいのではないか。第二に、財界の輿論としても、現在窮境にあるのは中

小企業者が大部分であつて、その窮境

【押谷富三君答へ】

ることといたしております。第一点

は、高度の強制和議の性質を有すること

はいすれも多数をもつて可決せられた次第であります。(拍手)

次に、破産法及び和議法の一部を改

正する法律案につきまして御報告申上

げます。

今回の改正点の最も重要な点は、

破産における免責制度の採用であります。現行法におきましては、破産者

は、破産手続終了後におきましても、

弁済されなかつた残余債務については

生計画認可決定後は、計画によつて認

められた権利及びこの法律で認められ

用いたしてることであります。更

用いたしてることであります。

また権利を除いては、会社はすべての債

務から免責されることにいたしたので

あります。第四点は特に重要な点であ

ります。第五点は特に重要な点であ

ります。第六点は特に重要な点であ

ります。

第三点は免責制度を採用であります。

和議法の一部を改正する法律案につきまして、それへの提案の趣旨及び法

律委員会における審議の経過並びに結

果を御報告申し上げたいと存じます。

まず会社更生法案について御説明い

ます。

本件は、株式会社の經營する事業が

破綻に陥り、債務弁済上窮境に陥つた

とき、一定の手続を経て、裁判所の監

督のもとに、会社自身はもちろん、債

権者、株主、従業員等がおのづこその

あります。

ものでも手続に参加せしめまして、一

とおりまして、租税公課の請求権を有する

あります。

債務から免責されることにいたしたので

あります。

昭和二十六年度政府関係機関予算
補正(機第2号)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

法律案

一、去る八日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

主査統制撤廃反対に関する決議案

(井上良二君外二十五名提出)

地方財政平衡交付金増額に関する決議案(藤田義光君外八名提出)

地方財政平衡交付金増額に関する決議案(井之口政雄君外二十一名提出)

根本農林大臣不信任決議案(井之口政雄君外二十一名提出)

池田大蔵大臣不信任決議案(井之口政雄君外二十一名提出)

一、昨九日内閣から提出した議案は次の通りである。

農業共済再保険特別会計における家畜再保險金の支拂財源に充てるための一 般会計からする繰入金に関する法律案

一、昨九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国家公務員等の旅費に関する法律案

一、昨九日委員会に付託された議案は次の通りである。

農業共済再保険特別会計における国家公務員等の旅費に関する法律案

ための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第1五号)

大蔵委員会 付託

一、昨九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

国家公務員等の旅費に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(予)

大蔵委員会 付託

一、去る八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

地方財政平衡交付金増額に関する決議案(廣川弘禪君外十二名)

一、人事委員長から提出した次の国政調査承認要求書

調査承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

決議案

廣川弘禪君外十二名

一日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

公務員の給與に関する事項

二、調査の目的

公務員の給與の適正化を図るために

三、調査の方法

関係各方面よりの説明並びに意見収集及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十六年十一月八日

人事委員長 田中伊三次

衆議院議長林謙治殿

昭和二十六年十一月十日 衆議院會議錄第十四号

一四六

明治二十五年三月一日第三種郵便物販賣司

正月一號

東京都新宿区市谷木村町一五
印